

辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務委託
業務要求水準書

目次

業務要求水準書	1
第1章 総則	1
第2章 業務準備等	2
第3章 運転管理業務	4
第4章 保全管理業務	5
第5章 環境計測、業務報告等	8
第6章 モニタリング業務	9
第7章 その他	9
別紙1 本業務対象施設	12
別紙2 業務範囲	14
別紙3 保全管理等要求水準	18
別紙4 事業・業務実施計画	19
別紙5 有資格者に関する条件	24
別紙6 流入基準	28
別紙7 運転管理要求水準	30
別紙8 要求水準を満たさない場合の対応	35
別紙9 業務委託費等の計算方法	37
別紙9-1 インセンティブの対象となるユーティリティ	41
別紙10 引継事項	44
別紙11 委託者工事予定書	45
別紙12 本件施設の環境計測	47
別紙12-1 汚泥試験実施内容等	50
別紙13 提出書類	52
別紙14 経費の負担	59
別紙15 流入基準未達の場合の対応方法	61
別紙16 消防用設備等点検業務	63
別紙17 クレーン年次点検	64
別紙18 トラックスケール点検業務	65

別紙 1 9	トラックスケール法定検査業務	66
別紙 2 0	産業廃棄物収集・運搬業務	67
別紙 2 1	産業廃棄物処分業務	71
別紙 2 2	作業環境測定業務	74
別紙 2 3	ダイオキシン類等分析業務	76
別紙 2 3 - 1	測定対象試料、年間計画等	80
別紙 2 4	臭気測定業務	82
別紙 2 5	健全度調査業務	84
別紙 2 5 - 1	健全度調査対象設備及び調査項目	86
別紙 2 6	遵守すべき関連法令、条例等	102
別紙 2 7	責任範囲	104
別紙 2 8	業務委託費の見直し	107
別紙 2 9	脱臭設備活性炭交換業務	111
別紙 3 0	データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書	114
別紙 3 1	藤沢市下水道ストックマネジメント	119
別紙 3 2	(参考) 過年度における焼結実績	120
別紙 3 3	モニタリング業務の実施要領	121
別紙 3 4	受託者工事予定書	123
別紙 3 5	運転管理における制限事項	124

業務要求水準書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務要求水準書は、受託者において、辻堂浄化センター汚泥処理施設（以下「汚泥処理施設」という。）の包括的民間業務委託を行うために必要な業務要求水準を定めるものである。

(業務の範囲)

第2条 委託者は、受託者に対し、令和8年6月5日付辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）、受託者が実施要領に従って提出した提案書（以下「提案書」という。）及び本業務要求水準書に基づき、別紙1に記載された本業務対象施設（以下「本件施設」という。）の運転管理業務等（以下「本件業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託する。

2 受託者の業務範囲は別紙2に記載された業務とする。

3 受託者は、委託者と受託者との間の「辻堂浄化センター汚泥処理施設包括的民間業務委託 業務委託契約書」及び同契約に係る設計図書（以下、これらを総称して「本契約等」という。）で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品などを決定し本件業務を行うことができる。

(契約期間及び業務期間)

第3条 契約期間は、契約締結日から2032年（令和14年）3月31日までとする。

2 業務期間は、2026年（令和8年）11月1日（以下「業務着手日」という。）から2032年（令和14年）3月31日（以下「業務期間満了日」という。）までとする。受託者は、業務着手日までに、本件業務に従事する者の確保及び研修を行う。その際、委託者は必要に応じ、受託者の要請に協力する。

3 業務着手は2026年（令和8年）11月1日午前0時とする。

業務完了は2032年（令和14年）3月31日午後12時とする。

第2章 業務準備等

（施設機能の確認）

第4条 受託者は、契約の締結の日から7日以内に、受託者選定の際に委託者が配布した施設機能報告書（参考資料6）の内容が別紙3に定める保全管理等要求水準を満たしていること及び本件施設の状況が施設機能報告書と一致していることを確認しなければならない。

2 受託者は、前項の確認において、施設機能報告書の内容が別紙3に定める保全管理等要求水準を満たさないこと、又は本件施設の状況が施設機能報告書と一致していないことを確認したときは、速やかに委託者にその内容を書面にて報告しなければならない。

3 委託者は、前項の報告を受けたときは、速やかに報告内容を確認しなければならない。確認の結果、施設機能報告書の内容が別紙3に定める保全管理等要求水準を満たさないこと、又は本件施設の状況が施設機能報告書と一致していないことが認められるときは、委託者は、受託者と協議し、速やかに必要な処置を講じるものとし、受託者の損害が認められるときは、必要な費用を負担する。

（事業・業務実施計画）

第5条 受託者は、業務の着手日までに、本契約等に記載された条件を満たす事業実施計画書を作成して委託者に提出し、確認を受けるものとする。事業実施計画書には別紙4に記載した事項を記載しなければならない。また、提案書記載内容についても、事業実施計画書に盛り込むものとする。ただし、事業実施計画書が、本件業務委託の業務要求水準書に記載された要求水準を踏まえておらず、施設の安定的な運営に支障をきたすと委託者が判断した場合、委託者は受託者に対し必要に応じて改善を要求することができるものとする。受託者は、当該改善を行った事業実施計画書を、業務着手日までに、委託者に提出して確認を受けなければならない。

2 受託者は、事業実施計画書を基に受託者が実施する運転管理業務及び保全管理業務等に係る年間及び月間計画を示した業務実施計画書を作成し、当該年及び当

該月における業務着手日の14日前まで（ただし、契約締結から業務着手日までの期間においては業務の着手日まで）に、委託者に提出し、確認を受けるものとする。業務実施計画書には別紙4に記載した事項を記載しなければならない。ただし、業務実施計画書の内容と、事業実施計画書で示した運転管理計画や保全管理計画等との整合が確認できなかった場合、委託者は受託者に対し必要に応じて改善を要求することができるものとする。受託者は当該改善を行った業務実施計画書を、速やかに委託者に提出し、確認を受けなければならない。

- 3 受託者は、業務実施計画書に基づき本件業務を実施するものとする。委託者は、業務実施計画書に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、受託者に点検結果や測定結果等の記録の提出及び説明を求めることができる。委託者は、受託者の説明を受けたうえで、なお業務実施計画書に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、受託者に書面により改善（業務実施計画書の見直しを含む）を指示することができる。
- 4 受託者が事業・業務実施計画の変更を希望する場合、受託者は、変更希望日の14日前までに変更理由及び変更内容を委託者に書面で提出するものとする。ただし、業務要求水準書の内容及び受託者の提案書記載内容と整合しない変更は認めない。
- 5 委託者は、事業・業務実施計画書に記載された提案書記載内容について、受託者が実施していない、又は達成できていないことを認めた場合、別紙8に定める手続きにより、受託者に対し業務委託費の減額等を請求することができる。

（許認可の取得等）

第6条 受託者は、法令上、別紙5に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。

- 2 受託者は、業務に必要な事務室、控え室及び車両の駐車場等の行政財産を使用することができる。行政財産の使用に当たっては、あらかじめ書面により委託者の許可を得るものとし、使用料は徴収しない。また、施設使用に当たっては、常に善良なる管理を行うこと。
- 3 受託者は、前項のほか、本件業務の実施に必要なその他の許認可等について、自らの責任と費用をもって取得し業務に当たるものとする。

第3章 運転管理業務

(流入基準)

第7条 委託者は、辻堂浄化センターで発生する濃縮汚泥量及び濃縮汚泥濃度並びに大清水浄化センターから搬入される脱水汚泥搬入量及び脱水汚泥含水率が、別紙6の流入基準を満たすよう、下水道管理者として努めるものとする。

- 2 受託者は、別紙6の流入基準の未達又は流入基準以外の前工程の影響による受託者に責任がない汚泥性状による業務要求水準の未達発生リスクがある場合は別紙15の手順に従い汚泥性状の改善を委託者に求めることができる。

(運転に関する条件)

第8条 辻堂浄化センターで発生する濃縮汚泥及び大清水浄化センターから搬入される脱水汚泥の処理は、別紙7に定めるところによる。

- 2 流入基準が満たされているにもかかわらず、受託者が別紙7に定める汚泥処理の条件を満たしていなかったときは、別紙8の対応手順に基づき、委託者は、要求水準の未達の内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受託者は改善計画書の提出を命じられてから14日以内に改善計画書を委託者に提出しなければならない。受託者は委託者に確認を受けた後、改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 3 流入基準が満たされているにもかかわらず、受託者が別紙7に定める汚泥処理の条件を満たしていなかったときは、委託者は、別紙8及び別紙9に定められた基準にしたがい業務委託費の減額をすることができる。
- 4 別紙8の4に示す、やむを得ない事態により、受託者が別紙7に定める汚泥処理の条件を満たせないときは、前項の規定にかかわらず、委託者は、業務委託費の減額等を行わないものとする。また、別紙8の4に示す、やむを得ない事態により、受託者が別紙7に定める汚泥処理の条件を満たせないときは、受託者は、受託者に生じた追加費用（受託者の故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除く）を委託者と協議の上、委託者に請求することができるものとする。

(汚泥処理計画の作成)

第9条 受託者は、毎日の汚泥発生量及び汚泥性状等を記録し、汚泥発生見込みから年間の汚泥処理計画を作成する。汚泥処理計画作成に際しては、大清水浄化センターからの汚泥搬入計画、辻堂浄化センター水処理施設の点検による水抜き作業等の計画を加味して総合的に成り立つ計画とすること。

2 受託者は、汚泥処理計画の作成にあたり、参考として委託者が管理している帳票を参考とすること（参考資料1）。

（引継事項）

第10条 受託者は、業務着手後12ヶ月以内に、当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した業務引継書（本契約の終了又は解除後に本件施設を運転する者に必要となる事項として、別紙10に規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。）を作成し、委託者に提出する。作成した業務引継書は、本契約が終了するまで、本件施設に備えおくものとする。

2 委託者は、いつでも、受託者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。

3 受託者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受託者は、引継事項の内容を変更したときは、委託者に対し、速やかに引継事項を変更した旨を書面にて報告するものとする。

第4章 保全管理業務

（本件施設の保全管理）

第11条 受託者は、別紙2に記載された本件施設の保全管理業務を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理由の如何を問わず別紙11で定められた委託者工事予定書に規定する施設の更新を委託者が行っていないことにより、前項の義務を履行することが著しく困難であると合理的に判断される設備については、受託者は前項の義務を負わないものとする。

（受託者工事予定書に基づく修繕）

第12条 受託者は別紙34に示した修繕工事積算項目（参考）を参考として受託者工事予定書を作成し、受託者の費用において修繕を実施する。受託者工事予定

書は、参考資料 3 に示した体裁で記載する。このとき、ダイオキシンの暴露養生が必要な工事、法で定められた手順や届出が存在する工事、酸欠等の危険が伴う工事、その他委託者が必要と認める場合、受託者は委託者に施工計画書を提出する。

2 受託者工事予定書の内容を見直す必要がある場合、工事着手の 3 ヶ月前までに委託者及び受託者との協議により修繕内容の変更を行うことができる。

また、協議が合意に至らない場合は委託者が修繕内容の変更可否を決定する。

3 受託者は毎年度 3 月末日までに、翌年度から 10 年間の受託者工事予定書（契約期間外の年度を含む）を提出する。

(突発修繕)

第 13 条 本件施設において、設備等の修繕の必要が生じた場合、受託者は、修繕が必要である設備の現況、その理由及び対応方法を速やかに書面により委託者に対し報告するものとする。

2 委託者は、前項で報告を受けた修繕の対応方法について、委託者が策定した別紙 31 に示すストックマネジメント及び委託内で実施する健全度調査結果との不整合や設備停止のリスクがあると判断した場合、対応方法等の改善を受託者に要求することができる。

3 受託者は、前 2 項で規定する修繕を受託者の費用において実施する。

(施設等の改善請求)

第 14 条 受託者は、本件業務を実施する上で、委託者の責に帰すべき事由により本件施設に関わる施設、設備及び機器等に支障が生じた場合、委託者に対し汚包一様式本編 1（施設等の改善請求）を用いて改善請求を行うことができる。

2 委託者は、改善請求があった場合、受託者と協議し、委託者は必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(回復措置請求)

第 15 条 委託者が、別紙 4 の事業・業務実施計画で定められた保全管理の手順・方法・頻度等のプロセス、別紙 3 及び別紙 7 に記載した要求水準に対し履行監視（以下「モニタリング」という。）を行った結果、第 11 条に規定された保全管理がなされていないと委託者が判断した場合、委託者は、違反内容を明示した上

で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受託者は、改善計画書の提出を命じられてから可及的速やかに、かつ14日以内に改善計画書を委託者に提出し、委託者の確認を受けるものとする。受託者は、確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

- 2 委託者は、前項の期限内に受託者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む）、又は改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受託者に施設機能の回復に必要な措置を受託者の負担により行うことを請求することができる（以下「回復措置請求」という。）。
- 3 受託者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合、委託者に対し、前項の書面の交付を受けた後14日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めることができる。
- 4 委託者は、前項の書面を受領した後14日以内に、受託者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。
- 5 前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合、受託者及び委託者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から14日以内に相手方に対して提出するものとする。
- 6 前項によっても意見が一致しない場合、委託者及び受託者は、専門家による仲裁を請求することができる。仲裁人は、委託者及び受託者と利害関係を有せず、かつ本件業務について十分な知識を有する者の中から、委託者及び受託者が1名ずつ選任し、選任された仲裁人が協議によりさらに1名を選任する。仲裁は、3名の仲裁人による多数決により行うものとする。仲裁に要する費用は自らが選任した仲裁人については各自が負担するものとし、仲裁人により選任された仲裁人については、その主張が認められなかった当事者が負担するものとする。
- 7 前項による仲裁の結果は、両当事者を拘束するものとする。
- 8 委託者は、公共の利益のためにやむをえない事情があると考え、**本条第3項**から**第5項**に規定された手続きがなされ、又は、**本条第6項**による仲裁がなされている期間においても、回復措置請求を遵守するよう受託者に命じることが

できる。ただし、**本条第3項**から**第5項**に規定する手続きにより回復措置請求が不適切であったことが判明した場合、又は、**本条第6項**による仲裁により回復措置請求が不適切であったと判断された場合、委託者はこれによって受託者に生じた損害を賠償するものとする。

第5章 環境計測、業務報告等

(要求水準を満足しない場合の対応)

第16条 受託者は、**別紙7**に示す要求水準を満たしているかを確認するため、**別紙12**に示す計測を行い計測結果を速やかに委託者へ報告するものとする。計測の結果、**別紙7**に示す要求水準を満たしていない場合、委託者は**第8条**に規定された措置を行うものとする。

2 受託者は、**前項**に定める計測の結果並びに受託者が行った措置について、**第17条**の規定に従って計測項目ごとに委託者に書面にて報告する。

(業務の報告)

第17条 受託者は、本件施設の点検及び**第16条**に規定する環境計測の結果について、**別紙13**に従い日報を作成し速やかに委託者に提出する。

2 受託者は、月報及び年報を作成し、月末から7日以内（契約期間満了の最終月においては契約満了日）までに委託者に提出する。月報及び年報に記載すべき事項は**別紙13**によるものとする。

3 委託者は、日報、月報及び年報の内容について、受託者に説明を求め、また、必要な範囲で、受託者が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

4 受託者が委託者に提出すべき書類の各種様式は、委託者、受託者双方で調整して定めるものとする。

5 業務報告場所、業務書類提出場所は、原則として次の場所において速やかに行なうものとする。（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く。）

藤沢市辻堂浄化センター事務室

事務室所在地 藤沢市辻堂西海岸三丁目3番1号 管理棟3階

TEL 0466-34-3330

第6章 モニタリング業務

(セルフモニタリング)

第18条 受託者は、本件施設を適切に管理し、機能を維持し、施設能力を維持するとともに、要求水準が確実に実施されていることを確認するため、セルフモニタリングを実施し、得られた結果を委託者に報告する。モニタリング業務は別紙33のとおりとする。

第7章 その他

(各種届出)

第19条 本件業務を行うにあたり届出が必要なものを以下の表に示す。

受託者は、届出が完了したときは速やかに委託者へ届出完了が確認できる書類を添えて書面にて報告を行うこと。

また、受託者自身でも必要な届出の確認を行い、以下の表に含まれない届出が必要な場合は委託者に報告を行い遅延なく届出を行うものとする。

表 届出一覧表

提出時期	件名	根拠法令	届出先	作成者	届出者
3年に1回 3月頃 (次回届出 令和10、13年度)	辻堂浄化センター消防用設備(特殊消防用設備等) 点検結果報告書	消防法	南消防署	受託者	委託者
工事着手前までに	石綿含有有無についての事前調査結果報告 (対象設備:焼却炉)	大気汚染防止法	環境保全課	受託者	受託者
工事着手前までに	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 に係る届出について(※)	建設工事に係る資材 の再資源化等に関する 法律	建築指導課	受託者	受託者
毎年年度末	行政財産目的外使用届出	藤沢市公有財産規則	辻堂浄化センター	受託者	受託者
毎年年度末	汚染負荷量賦課金申告書	公害健康被害の補償 等に関する法律	(独)環境再生保全 機構	受託者	委託者
毎年2月末	ダイオキシン類測定結果報告書	ダイオキシン類対策 特別措置法	神奈川県湘南地域 県政総合センター 環境保全課	受託者	委託者
毎年6月末	産業廃棄物管理票交付等状況報告書	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	神奈川県湘南地域 県政総合センター 環境保全課	受託者	連名
毎年5月頃	廃棄物自主管理計画(状況)報告書	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	神奈川県湘南地域 県政総合センター 環境保全課	受託者	委託者
隔年9月 (令和10、12年度)	計量法に基づく届け出	計量法	神奈川県知事	受託者	委託者 (受託者による 代理申請)

※ 工事の金額により届出の要否が変動するため該当する可能性のある案件が発生した場合は、必ず届出先と事前協議を行い、協議結果を報告すること。

(経費の負担)

第20条 受託者が本件業務の履行上負担する経費は、別紙14に定めるものとする。

(地球温暖化対策)

第21条 受託者は、藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、同計画第5章の各取り組み項目を実施するよう努めること。

(創意工夫)

第22条 受託者は、本件業務の履行に当たり、常に創意工夫を心掛けて、効率化に努めること。なお、施設の改造に及ぶ場合には、委託者と協議をした上で実施すること。

2 受託者は、試験運用計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ることで、ユーティリティ使用量の削減のための既存施設の試験的運用を行うことができる。受託者は、試験的運用期間終了後30日以内に試験運用結果報告書を委託者に提

出すること。試験的運用の結果を踏まえて、既存施設の運用方法を変更することとなった場合には、当該運用方法及び実施期間を規定した事業実施計画書及び業務実施計画書を運用開始日の14日前までに委託者に提出し承諾を得ること。なお、試験運用期間中の運転基準の未達は許容し、改善計画書の提出を要しない。

3 前項に示す試験運用がユーティリティの使用量に関わる場合には、試験運用期間は別紙9第1項及び第3項に規定するインセンティブ、マイナスのインセンティブの算定日数から除外する。

(疑義)

第23条 本業務要求水準書に明記されていない事項及び疑義については委託者及び受託者協議の上で定めるものとする。

(データの保護及び秘密の保持等に関する事項)

第24条 機密の保持については、別紙30の内容に準ずること。

(地域産業活性化の促進)

第25条 別紙2に示す本件業務の一部について再委託を行う場合等において、「かながわ電子入札共同システム」において藤沢市内に本店を持つ企業を可能な限り活用するよう努めること。

(委託費の支払い)

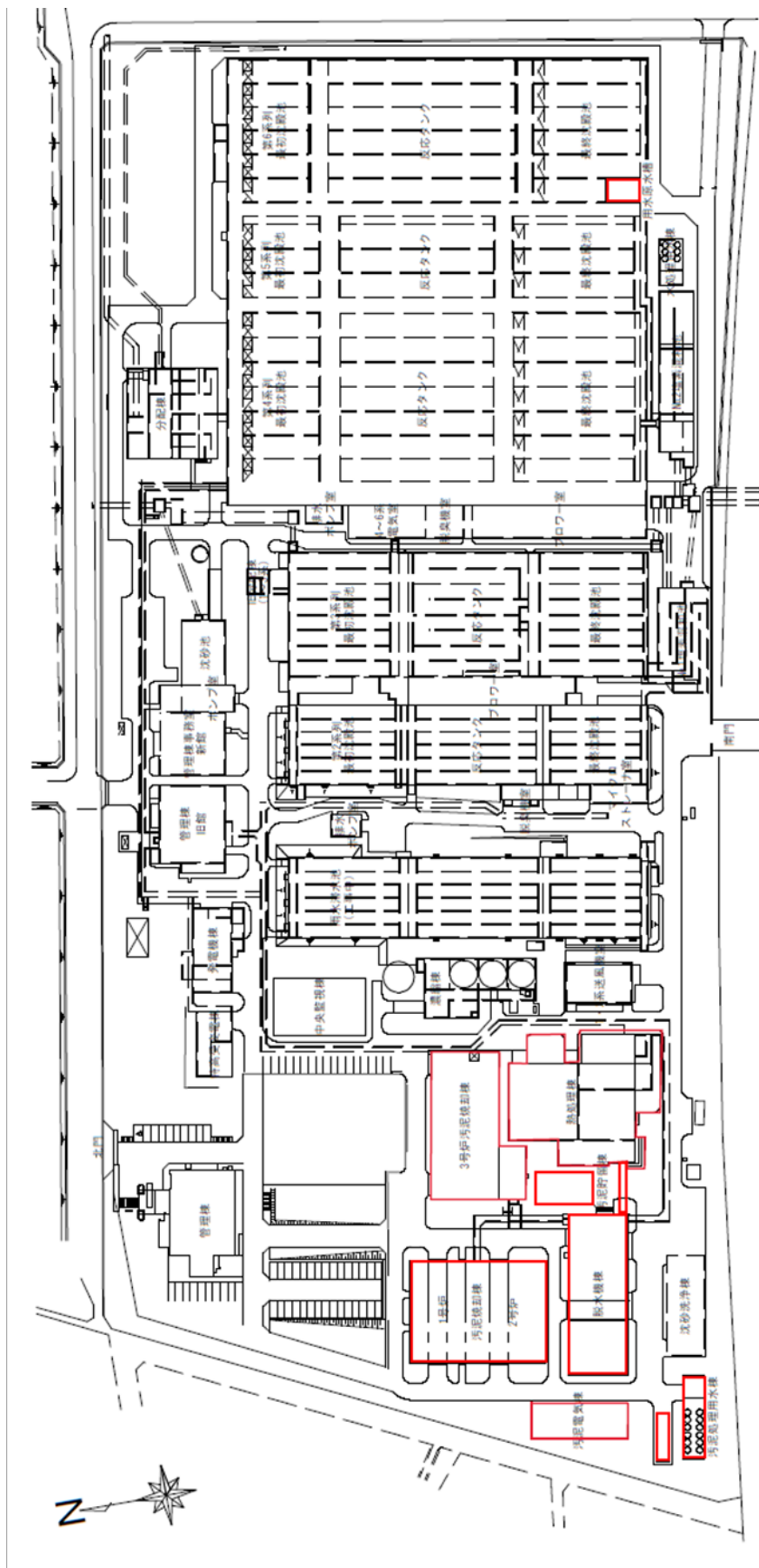
第26条 本件業務における委託費の支払いについては、別紙9「業務委託費等の計算方法」に基づき毎月払いとする。

別紙 1 本業務対象施設

- ・施設の名称：辻堂浄化センター
- ・所在地：藤沢市辻堂西海岸三丁目 3 番 1 号
- ・対象施設

対象施設は次の各号のとおりとする。

- (1) 脱水設備（脱水機 6 基及び補機類）
- (2) 焼却設備（流動床式焼却炉 3 炉及び補機類）
- (3) 脱臭設備（薬液洗浄塔 1 基、活性炭脱臭装置 1 基及び補機類）
- (4) 用水設備（砂ろ過器 1 2 基、補機類及び用水原水槽）
- (5) 汚泥貯留設備（脱水汚泥貯留槽 1 槽及び補機類）
- (6) その他建築設備及び土木・建築施設（図 1 に示す脱水機棟、汚泥貯留棟、汚泥処理棟（熱処理棟）、1 号焼却炉棟、2 号焼却炉棟、3 号焼却炉棟、電気棟、重量計、用水棟、用水原水槽）



赤枠は対象設備を示す。

図1 辻堂浄化センター全体配置図（対象設備一覧）

別紙 2 業務範囲

受託者の行う業務範囲は、以下のとおりとする。また、以下の業務のうち再委託可能な業務は「表 業務の再委託可否」のとおりとする。

1 運転管理業務

- (1) 汚泥の処理に必要な施設の運転操作及び監視（別紙 1 5 に示した対応を含む）

2 保全管理業務

- (1) 別紙 1 に示す全ての電気設備、機械設備、建築設備、土木・建築施設の日常的な保守、点検及び点検によって発見された異常箇所等について、正常状態に復帰させるために行う調整（汎用工具と汎用部品を用いて現場にて実施できる程度の範囲内とする）
- (2) 別紙 1 に示す全ての「電気設備」、「機械設備」、「建築設備」、「土木・建築施設」の機能を保つために必要な消耗品の交換（別紙 2 9 に示す業務を含む。）
- (3) 別紙 1 に示す全ての「電気設備」、「機械設備」、「建築設備」、「土木・建築施設（大規模補修が必要なものを除く。）」の修繕業務
- (4) 施設管理等（清掃等）
- (5) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく空調機器室内機・室外機の簡易点検業務

※ 大規模補修とは、施設の主要構造部に関わる工事、抜本的な機能回復や性能向上を目的とした工事、長期間を要する工事、建屋の屋根全面防水工事などが該当する。したがって、軽微な塗装、壁床の一部補修など、比較的短期間で完了し、施設の基本的な構造や能力に大きな変更を加えない修繕は本業務委託に含む。

3 環境計測業務

- (1) 別紙 1 2 及び別紙 1 2 - 1 に示す環境計測業務
- (2) 別紙 2 2 に示す作業環境測定業務
- (3) 運転データ、保守・点検業務の記録、保管

(4) 事業実施計画書の作成

(5) 委託者の業務分析等に必要データの提供

4 ユーティリティ、物品等の調達及び管理に関する業務

(1) 必要なユーティリティ（珪砂、活性炭、消耗品）の調達

(2) ユーティリティ（活性炭、高分子凝集剤、次亜塩素酸ソーダ、25%苛性ソーダ、都市ガス、48%苛性ソーダ、珪砂、消石灰スラリー、電力、水道、消耗品）の管理

5 脱水汚泥搬入立会い業務（大清水浄化センター脱水汚泥受入立会い。）

6 消防用設備等点検業務

(1) 別紙16に定める消防用設備等点検業務

(2) 別紙17に定めるクレーン年次点検業務

(3) 別紙18に定めるトラックスケール点検業務

(4) 別紙19に定めるトラックスケール法定検査業務

7 焼却灰・廃砂等の産業廃棄物の処分

(1) 別紙20に定める産業廃棄物収集・運搬業務

(2) 別紙21に定める産業廃棄物処分業務

(3) 産業廃棄物の収集・運搬、処分に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）作成

(4) 焼却灰の肥料利用について、市の政策に協力

8 菌体りん酸肥料生産に対する協力

9 別紙25に定める健全度調査業務

10 スtockマネジメント業務

(1) 委託者が運用する藤沢市下水道Stockマネジメントツール（施設）へのデータ入力

(2) Stockマネジメント実施方針見直しへの協力

受託者は、委託者が別途発注を予定している浄化センター水処理施設・ポンプ場等を対象範囲とした包括的民間業務委託（令和10年度～令和13年度予定）にて行うStockマネジメント実施方針の見直し作業に協力（資料提供、打合せ参加など）すること。

(3) Stockマネジメントの実施結果を反映した修繕計画の立案、見直し

11 各業務に係る事務業務

12 その他、委託者、受託者双方で協議し決定した業務

表 業務の再委託可否

業務範囲		再委託可否
1 運転管理業務	健全度調査業務	再委託可
	上記以外	再委託不可
2 保全管理業務	特定の者でなければ実施することができない保全管理業務	再委託可
	再委託先がグループ企業である場合	再委託可
	大規模補修に該当しない突発修繕業務	再委託可
	上記以外	再委託不可
3 環境計測業務	全ての業務	再委託可
4 ユーティリティ、物品等の調達及び管理に関する業務	全ての業務	再委託可
5 消防設備等点検業務	全ての業務	再委託可
6 焼却灰・廃砂等の産業廃棄物の収集・運搬、処分業務	全ての業務	※1
7 その他、委託者、受託者双方で協議し決定した業務	全ての業務	その都度協議により決定

※ 1 焼却灰・廃砂等の産業廃棄物の処分については、受託者は委託者の補助者として一体の排出事業者とみなすことができるため、受託者が焼却灰・廃砂等の産業廃棄物の処分について委託する場合、再委託には該当しない。

※ 受託者は、再委託先に対して直接指揮、監督等を行う必要がある。

※ その他、再委託の承認基準や手続きについては、藤沢市HP掲載の「業務委託における再委託について」を参照すること。

別紙 3 保安全管理等要求水準

本件施設の施設機能が劣化しないよう、日常的な保守点検、調整、消耗品交換、修繕等を行うことで、施設の状態を正常な状態に維持することを保安全管理等要求水準とする（ただし、経年劣化を除く）。

受託者は、委託者が策定した別紙 3 1 に示すストックマネジメントの保全区分（事後保全、時間計画保全、状態監視保全）に従い適切な保安全管理を行うこと。また、別紙 3 1 に示すストックマネジメントの運用に伴う P D C A サイクルを実施した結果、改善点がある場合は委託者、受託者が協議の上協力して改善を行う。

契約満了時の施設の状態については、契約締結時に委託者から受託者へ施設を引き渡したときの健全度と同等以上の状態で受託者から委託者へ引き渡すものとする。施設の状態について委託者から受託者へ引き渡したときの健全度と同等以上と評価する方法については、契約時と契約満了時の施設機能報告書を比較することにより行うものとする。

建築物の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない程度で行うこと。

本件業務の対象となる建築物の外構及び周辺道路の周辺環境において亀裂、陥没、破損等の異常が確認された場合には、速やかに委託者に報告を行うこと。

別紙4 事業・業務実施計画

受託者が契約書や要求水準書等の契約図書で定める事項を遵守するために、受託者が事業をどのように行うのかを定めるため、以下の事業・業務実施計画書を作成すること。

1 事業実施計画書

事業実施計画書は、日本産業規格A版により作成し、原則としてA4又はA3用紙とすること。事業実施計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとすること。

(1) 実施方針

下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における業務毎の基本方針及びその概要等について、委託業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

(2) 業務実施体制

運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（下請け関係も含む）を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

(3) 安全管理体制

事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

(4) 運転管理方針

運転管理計画では、本件施設を安定的に維持運営していくために、汚泥管理計画、エネルギー管理計画、ユーティリティ調達管理計画を記載すること。

汚泥管理計画では、浄化センターの安定的な維持を考慮した設備ごとの運転操作指標、運転方法等を定めた運転操作基準、要求水準を達成するための管理基準、要求水準を満たすための分析計画（汚泥試験、悪臭測定等）等を記載すること。

エネルギー管理計画は、浄化センターの省エネルギーを目指した設備ごとの運転操作指標、運転方法等を定めた運転操作基準、要求水準を達成するための管理基準等を記載すること。

ユーティリティ調達管理計画は、下水道施設の維持管理を行うために必要な副資材等の調達方法、使用予定量等を、年間を通じての使用計画が把握できるよう記載すること。

(5) 保全管理方針

保全管理計画では、本件施設を安定的に維持運営していくために、委託者が策定した**別紙 3 1**に示すストックマネジメントを踏まえた保守点検計画、修繕計画を記載すること。

保守点検計画では、設備の状態を把握し、異常の有無を確認する点検基準（日常点検、定期点検、法定点検等）、消耗品等の確認、補充、交換等を行う保守基準を記載すること。

修繕計画では、**別紙 1**に示す全ての電気設備、機械設備、建築設備、土木・建築施設の修繕が必要となった場合の対応手順を、具体的に記載すること。

(6) 施設管理方針

施設を安定的に維持運営していくため、清掃の内容・清掃頻度・清掃要領等の内容・頻度・方法、物品管理の方法、要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。

(7) 情報管理方法

運転管理、保全管理に係る各種情報の管理方法、委託者が運用する藤沢市下水道ストックマネジメントツール（施設）へのデータ入力及び管理方法を記載すること。

(8) 緊急時等への対応

豪雨、台風、地震、津波、停電、施設の故障、事故、異常水量等及び水質異常等緊急事態の発生又は発生する恐れが予想される場合その他緊急の場合の対応手順を、具体的に記載すること。

2 業務実施計画書

業務実施計画書は、日本産業規格A版により作成し、原則としてA4又はA3用紙とすること。業務実施計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとすること。

(1) 運転管理計画

運転管理計画では、事業実施計画書に示した運転管理基準等に基づき、年間及び月間の汚泥管理計画、エネルギー管理計画、ユーティリティ調達管理計画を記載すること。

汚泥管理計画では、年間及び月間における設備ごとの具体的な運転操作指標及び運転操作方法の設定、汚泥試験、悪臭測定等の分析実施時期、実施方法、費用等の計画を掲載すること。なお、運転操作指標は、本業務要求水準書で定める契約基準、運転基準及び受託者で決める基準値がわかりやすく比較できる記載とすること。

本件汚泥焼却炉設備では、これまでの運転実績において焼結が確認されているため、汚泥管理計画の作成においては焼結発生時の対応方法を記載すること。参考として焼結が発生した過年度実績を別紙32に記載する。

エネルギー管理計画は、年間及び月間における設備ごとの具体的な運転操作指標及び運転操作方法の設定を記載すること。

ユーティリティ調達管理計画は、下水道施設の維持管理を行うために必要な電力、燃料、珪砂、薬品、消石灰スラリーの在庫状況や今後の調達時期、調達先、費用等の計画を記載すること。なお、委託者が調達するユーティリティに関する単価等の情報は委託者より情報提供を行う。

(2) 保全管理計画

保全管理計画では、事業実施計画書に示した保全管理基準等に基づき、委託者が策定した別紙 3 1 に示すストックマネジメントを踏まえた保守点検計画、修繕計画を記載すること。

保守点検計画では、年間及び月間における保守点検や消耗品等の補充の実施時期及び作業内容の計画を記載すること。

修繕計画では、年間及び月間における修繕の実施時期や施工業者、実施内容の計画を記載すること。

(3) 産業廃棄物収集・運搬計画

産業廃棄物収集・運搬（別紙 2 0 関係）について業務実施計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- ア 業務従事者名簿
- イ 管理体制表
- ウ 緊急連絡表
- エ 安全管理及び公害対策等に関する事項
- オ 運搬経路
- カ 運搬車両の形状及び車両番号
- キ その他委託者が要求する事項

(4) 産業廃棄物処分計画

産業廃棄物処分（別紙 2 1 関係）について業務実施計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- ア 業務従事者名簿
- イ 管理体制表
- ウ 緊急連絡表
- エ 安全管理及び公害対策等に関する事項
- オ 処分方法のフローシート
- カ その他委託者が要求する事項

(5) 脱臭設備活性炭交換計画

脱臭設備活性炭交換について業務実施計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- ア 計画工程について
- イ 作業手順について
- ウ 業務責任者について
- エ その他、委託者が必要とする内容

(6) セルフモニタリング計画

受託者は、自らが行う運転維持管理業務及び保全管理業務の実施状況の日常的な監視結果に分析を加え、継続的な業務改善を進めるため、セルフモニタリングを行う。セルフモニタリングについて業務実施計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- ア モニタリング体制
- イ モニタリング対象業務
- ウ モニタリングの実施手順
- エ モニタリングの時期
- オ モニタリングの実施内容

(7) 環境計測計画

環境計測について業務実施計画書に記載すべき事項は、測定項目及び測定時期とする。

別紙5 有資格者に関する条件

1 本業務を履行するに当たり必要な資格者は次のとおりとする。

- (1) 下水道法第22条第2項で定める有資格者
- (2) 労働安全衛生法で定める有資格者
- (3) その他関係法令で定める有資格者

なお、業務の一部を第三者へ委託する場合において、本資格条件は再委託先に適用する。再委託可能な業務については別紙2に示すとおりとする。

第1項(1)の資格者とは次のとおりとする。

◇下水道法施行令

(公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格)

第15条の3 法第22条第2項(法第25条の18において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

ア 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した者又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、2年以上下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設(以下この条において「下水道等」という。)の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、1年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

イ 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科、電気工学科、機械工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であって、3年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、1年6月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

ウ 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、5年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従

事し、かつ、2年6月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

エ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、7年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、3年6月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

オ 日本下水道事業団法施行令第4条第1項の第3種技術検定に合格した者であって、2年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

カ 技術士法の規定による第二次試験のうち国土交通大臣及び環境大臣が定める技術部門に合格した者（国土交通大臣及び環境大臣が定める選択科目を選択した者に限る。）であること。

キ 前各号に掲げるもののほか、10年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、5年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

ク 国土交通省令・環境省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

第1項（2）の資格者とは次のとおりとする。

業務履行上で、労働安全衛生法に該当し、最低限必要とされる資格は、次のとおりとする。

ア 安全衛生推進者

イ 第2種酸素欠乏危険作業主任者又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

ウ ガス溶接技能講習修了者

エ アーク溶接特別教育修了者

オ 5 t 未満クレーン運転特別教育修了者又はクレーンの運転の業務に係る特別教育修了者

カ 玉掛技能講習修了者

第1項(3)の資格者とは次のとおりとする。

- ア 第1種電気工事士（電気工事士法）
- イ 危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）（消防法）

2 《焼却灰収集・運搬、処分関係》

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項又は第14条の2第1項による許可を受けていること。

3 《作業環境測定業務関係》

- (1) 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第33条の登録を受けた事業者であること。（作業環境測定を行うことができる作業場の種類として作業環境測定法施行規則別表第1号の作業場の登録を受けていること）
- (2) 作業環境測定法第7条に基づき、第一種作業環境測定士の登録を受けたものが業務を実施できること。（作業環境測定を行うことができる作業場の種類として作業環境測定法施行規則別表第1号の作業場の登録を受けていること）

4 《環境計測業務関係》

- (1) 計量法（平成4年法律第51号）第107条に基づき、計量証明の事業の区分として、「濃度」に係る計量証明事業登録を行っていること。
- (2) 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定に基づく、「濃度」及び「特定濃度」に係る計量証明事業登録を行っていること。なお、対象とする事業の区分は、同法施行規則第38条 別表第4六「濃度」大気中の物質の濃度に係る事業及び水又は土壌中の濃度に係る事業、六の二「特定濃度」大気中のダイオキシン類の濃度に係る事業及び水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業とする。
- (3) 計量法（平成4年法律第51号）第121条の2の規定に基づく特定計量証明事業の認定を受けていること。なお、対象とする認定の区分は、同法施行規則第49条の2第1項第1号大気中のダイオキシン類（小区分 排ガス）及び、第2号水又は土壌中のダイオキシン類（小区分 排水）とする。

(4) 悪臭防止法第12条に定める臭気測定業務従事者を備えていること。

5 《トラックスケール法定検査業務》

業務履行に必要な有資格者は計量士とする。

6 《消防用設備等点検業務》

業務履行に必要な有資格者は消防設備士又は消防設備点検資格者とする。

7 《その他事項》

委託業務のうち主たる業務ではなく委託者が再委託を認めた業務については再委託の相手が本件業務の履行に必要な資格を有していること。

再委託可能な業務については、**別紙2**に示すとおり。

別紙 6 流入基準

汚泥処理施設の維持管理にあたり、運転条件として汚泥処理施設（脱水施設、貯留施設、焼却施設）に流入する濃縮汚泥量、濃縮汚泥濃度、大清水浄化センター脱水汚泥量、汚泥固形物量の流入基準を設定し、委託料の算定、ユーティリティ使用量原単位の算定の根拠とする。

流入基準は、汚泥量、固形物量については維持管理実績に基づき、過去3年間（2022年(令和4年)度～2024年(令和6年)度）の最大値×1.05 から最小値×0.95（ただし、脱水汚泥含水率は85.0%を上限とした）とする。

表 1 本業務委託における流入基準

項目		流入基準	摘要
脱水施設	濃縮汚泥量	1,282 m ³ /日～ 308 m ³ /日	脱水工程へ流入する濃縮汚泥
	濃縮汚泥固形物量	26.6t-ds/日～ 4.3t-ds/日	
	濃縮汚泥濃度	0.9%～2.7%	
貯留施設	脱水汚泥受入量	60.3t/日～ 15.0t/日	大清水浄化センターからの 受入汚泥
	脱水汚泥含水率	71.6%～85.0%	
	固形物量	14.2t-ds/日～ 3.5t-ds/日	

※大清水浄化センターからの受入汚泥の1日の搬入量は、最大7回/日、55t/日程度とし、それを超える場合で要求水準を満たせない場合は別紙15で委託者に報告を行うこと。

※受託者は、脱水施設の処理能力を超える濃縮汚泥量、濃縮汚泥濃度の著しい低下、濃縮汚泥の腐敗など汚泥性状の悪化など流入基準以外の要素により要求水準を満たせない場合は別紙15で委託者に報告を行うこと。

参考として、過去5年間（2020年（令和2年）度～2024年（令和6年）度）の汚泥処理実績を表2に示す。

表2 汚泥処理実績

施設	項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
脱水施設	濃縮汚泥量	m ³ /年	389,829	360,185	347,482	371,362	339,286
	濃縮汚泥固形物量	t-ds/年	5,426	5,630	5,520	5,494	5,200
	濃縮汚泥濃度	%	1.4	1.6	1.6	1.5	1.5
貯留施設	脱水汚泥受入量	m ³ /年	16,431	17,133	17,084	16,954	17,015
	脱水汚泥固形物量	t-ds/年	3,851.3	3,996.1	3,967.1	3,896.7	3,975.3
	脱水汚泥含水率	%	76.6	76.7	76.8	77.0	76.6
焼却汚泥	脱水汚泥量	m ³ /年	39,982	42,051	41,304	41,064	40,746
	脱水汚泥固形物量	t-ds/年	8,673	8,994	8,910	8,791	8,802
	脱水汚泥含水率	%	78.3	78.6	78.4	78.6	78.4

（出典：維持管理年報）

別紙7 運転管理要求水準

運転管理業務において、要求水準は、「契約基準」と「運転基準」の2つの基準を設定する。

「契約基準」は下水道法等での規制値等に基づいて設定し、契約基準未達の場合はペナルティの対象となる。

「運転基準」は過去5年間（2020年（令和2年）度～2024年（令和6年）度）の最大値を設定し、運転基準未達の場合は、ペナルティは生じないが、改善計画書提出等の指導対象とする。

1 汚泥処理に関する基準

(1) 汚泥脱水に関する基準

汚泥の脱水にあたり、以下に示す脱水汚泥についての基準を遵守すること。

表1 脱水汚泥の基準値

項目	単位	契約基準	運転基準	過年度平均 (参考)
脱水汚泥含水率	%	85.0 以下	80.3 以下	78.5

※脱水汚泥含水率の契約基準は脱水汚泥として搬出可能な含水率の限度値

(2) 廃棄物の搬出に関する基準

包括的民間委託の委託者と受託者は、両者一体の排出事業者としてみなすことができる（処理場等包括的民間委託導入ガイドライン、令和2年6月、日本下水道協会、P. 47参照）ため、受託者は、廃棄物の排出事業者として、下水道施設から発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に準拠した適切な処理を行うことを契約基準とする。汚泥等の産業廃棄物の外部搬出は、周辺環境に十分配慮し、適切な時間帯に行うとともに、廃棄物の飛散・流出を防止し臭気対策を行うこと。

(3) 焼却炉に関する基準

汚泥の焼却にあたり、以下に示す排ガス等についての基準を遵守すること。

なお、ばい煙等の測定は、別紙 23 のとおり実施するものとするが、1号炉から3号炉の各焼却炉では、連続モニタリングとして硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、酸素を計測しているため、日常的な運転管理において活用すること。

表 2 排ガス等の基準値

① 1号炉

項目	単位	契約基準	運転基準	過年度平均 (参考)	
ばいじん	g/Nm ³	0.08 以下	—	0.001	
硫黄酸化物	Nm ³ /hr	6.56 以下	—	2.529	
窒素酸化物	ppm	250 以下	—	8.4	
塩化水素	mg/Nm ³	700 以下	—	1.2	
鉛化合物	mg/Nm ³	10 以下	—	0.01	
シアン化合物	mg/Nm ³	10 以下	—	0.4	
カドミウム化合物	mg/Nm ³	0.5 以下	—	0.01	
水銀化合物	mg/Nm ³	0.05 以下	—	0.008	
ダイオキシン類	焼却炉排ガス	ng-TEQ/ Nm ³	5 以下	—	0.000100
	焼却灰	ng-TEQ/ Nm ³	3 以下	—	0.000067
	廃砂	ng-TEQ/ Nm ³	3 以下	—	0.001000

② 2号炉

項目		単位	契約基準	運転基準	過年度平均 (参考)
ばいじん		g/Nm ³	0.08 以下	—	0.001
硫黄酸化物		Nm ³ /hr	6.38 以下	—	0.011
窒素酸化物		ppm	250 以下	—	8.5
塩化水素		mg/Nm ³	700 以下	—	2.0
鉛化合物		mg/Nm ³	10 以下	—	0.07
シアン化合物		mg/Nm ³	10 以下	—	0.7
カドミウム化合物		mg/Nm ³	0.5 以下	—	0.01
水銀化合物		mg/Nm ³	0.05 以下	—	0.006
ダイオキ シン類	焼却炉排 ガス	ng-TEQ/ Nm ³	5 以下	—	0.000809
	焼却灰	ng-TEQ/ Nm ³	3 以下	—	0.000027
	廃砂	ng-TEQ/ Nm ³	3 以下	—	0.000200

③ 3号炉

項目	単位	契約基準	運転基準	過年度平均 (参考)	
ばいじん	g/Nm ³	0.08 以下	—	0.001	
硫黄酸化物	Nm ³ /hr	6.18 以下	—	0.020	
窒素酸化物	ppm	250 以下	—	10.5	
塩化水素	mg/Nm ³	700 以下	—	4.0	
鉛化合物	mg/Nm ³	10 以下	—	0.01	
シアン化合物	mg/Nm ³	10 以下	—	0.4	
カドミウム化合物	mg/Nm ³	0.5 以下	—	0.01	
水銀化合物	mg/Nm ³	0.05 以下	—	0.002	
ダイオキシ ン類	焼却炉排 ガス	ng-TEQ/ Nm ³	1 以下	—	0.000912
	焼却灰	ng-TEQ/ Nm ³	3 以下	—	0.000027
	廃砂	ng-TEQ/ Nm ³	3 以下	—	0.000171

(4) 悪臭に関する基準

脱水機棟及び3号焼却炉の脱臭設備において、以下に示す悪臭についての基準を遵守すること。

脱水機棟脱臭設備における臭気指数の過年度実績では、法定基準値近くまで臭気指数が増加している。臭気の測定頻度が汚泥処理施設脱臭設備は2回/年、3号焼却炉脱臭設備は1回/年であり、運転基準を設定して日々の維持管理の指標とするのは難しいことから、法令に基づく契約基準のみ設定する。

表 5 悪臭に関する基準

項目	単位	契約基準	運転基準	過年度平均 (参考)
脱水機棟悪臭基準	臭気指数	29 以下	—	21
3号焼却炉悪臭基準	臭気指数	35 以下	—	17

別紙 8 要求水準を満たさない場合の対応

脱水汚泥の状況について、契約基準又は運転基準を満たさない場合、及び排ガス、悪臭の状況について契約基準を満たさない場合、以下のような手続きをとる。

1 第1段階：未達の確認、報告

受託者は、汚泥計測及び環境計測により脱水汚泥、排ガス等、悪臭が契約基準又は運転基準を満たしていないことを把握したら、速やかに委託者に書面にて報告する。

2 第2段階：改善期間、改善計画書の提出

(1) 運転基準未達の場合には、受託者は、事実発生日から速やかに要求水準未達の原因究明を行ったうえで、委託者に運転基準未達に係る報告書を提出し、対応策について協議を行う。このとき、委託者は受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。

(2) 契約基準未達の場合には、委託者の指導、監督に従い、受託者は、要求水準未達の原因究明や改善措置を行う。

(3) 濃縮汚泥含水率及び受入脱水汚泥含水率が流入基準を満たさない場合は、委託者にて改善を行う。

(4) 濃縮汚泥及び受入脱水汚泥が流入基準を満たしている場合は、受託者は改善計画書を作成、提出し、改善措置を実施する。

(5) 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。ただし、「やむを得ない事態」による場合は、受託者は上記に係る費用を委託者と協議の上、請求することができる。

(6) 受託者は、自らの負担で行う汚泥計測及び環境計測において、改善措置の効果を確認し、契約基準又は運転基準を満たせるようになるまで、改善状況を委託者に書面にて報告する。

3 第3段階：委託費の減額

(1) 契約基準未達の場合、濃縮汚泥又は受入脱水汚泥が原因である場合及び「やむを得ない事態」による場合を除き、委託費を減額する。

(2) 運転基準のみ未達の場合、委託費の減額は行わない。

【契約基準未達の場合のペナルティ】

- ・減額料＝「契約基準未達日数」÷1978日（5年5か月間）×「契約金額」
- ・契約基準未達日数とは、委託者が受託者の契約基準未達と判断した日から是正されたことを委託者が確認した日までの日数をいう。委託者は、毎月の委託料から当該月の契約基準未達日数に対応する減額料を控除して受託者に支払う。

4 第4段階：契約解除、違約金

(1) 以下の場合には、委託者は契約を解除することができる。この場合、受託者は、業務委託費の10分の1を違約金として支払う。

ア 契約基準を満たさない状態が30日以上継続する場合（濃縮汚泥及び受入脱水汚泥が原因である場合や、やむを得ない事態による場合を除く。）

イ 改善計画書が期限内に提出されない場合

ウ 改善計画書通りに業務を行わない場合

(2) 前号アに定める「やむを得ない事態による場合」とは、以下に該当する場合をいう。

- ・天災等で委託者及び受託者の責に帰すことができない事由による場合（別紙6に示す流入基準から著しく逸脱していることによる場合を含む。）
- ・委託者により行われた修繕に起因する不具合による場合
- ・流入する濃縮汚泥の腐敗による脱水性の悪化による場合

別紙9 業務委託費等の計算方法

業務委託費の考え方及び計算方法を以下に示す。

1 業務委託費の考え方

委託者が受託者に支払う業務委託費は、以下の算式によって算定する。

$$(\text{業務委託費}) = (\text{固定費}) - (\text{減額料}) + (\text{インセンティブ})$$

※ インセンティブについては最終年度に精算するものとする。

※ インセンティブの締日については委託者より別途指示するものとする。

ここで固定費とは、本件施設における流入汚泥固形物量（実績値）の増減にかかわらず変動しない費用をいう。

$$\text{※委託費（1か月当たり）} = \text{固定費の合計額} \div \text{契約月数（5年5か月} = 65\text{か月）}$$

2 流入する濃縮汚泥濃度が別紙6に示す流入基準を満たしている場合（基準外であるが委託者と受託者で対応可能と合意した場合を含む）

(1) 脱水汚泥含水率、排ガス濃度及び悪臭臭気指数が別紙7に示す契約基準を満たしている場合、固定費の全額を支払う。

(2) 脱水汚泥含水率、排ガス濃度及び悪臭臭気指数が別紙7に示す契約基準を満たしていない場合、固定費を減額する。

減額料は、別紙8に従って算出する。

3 2以外に流入基準が別紙6に示す基準を超えた場合

(1) 濃縮汚泥濃度が流入基準を満たさない場合、脱水汚泥含水率が別紙7に示す契約基準を満たしていない場合でも、業務委託費の減額を行わない。

(2) 排ガス濃度及び悪臭臭気指数が別紙7に示す契約基準を満たしていない場合、固定費を減額しない。

4 2及び3以外で、業務実施計画書に記載された業務が履行されていない場合

別紙3に示す保全管理等要求水準に示された業務が履行されていない場合、固定費を減額する。

減額料は、以下に従って算出する。

$$\text{減額料} = \text{「固定費」} \times \text{「業務実施計画不履行日数」} \div 1978 \text{日 (5年5か月間)} \\ \times 0.5$$

業務実施計画不履行日数とは、業務が履行されていないことを委託者が確認した日から是正されたことを委託者が確認した日までの日数をいう。委託者は、毎月の委託料から当該月の契約基準未達日数に対応する減額料を控除して受託者に支払う。

5 インセンティブによる精算

(1) インセンティブの適用

受託者が実施する運転管理業務において、要求水準を満たしている場合で、かつ、別紙9-1に示すユーティリティの毎月の使用量原単位実績が基準値（過年度の使用量原単位（令和4年度から令和6年度までの最小値））を下回った場合、受託者は次式によりインセンティブに係る金額を請求することができる。

(2) インセンティブの算式

$$\text{インセンティブ (円)} = A \times B \times (C - D) \times R$$

A：ユーティリティ調達単価（円／計量単位）（税抜き）

B：実流入固形物量（t／ds）（※1）

C：使用量原単位（最小値）（計量単位／（t／ds））

D：使用量原単位実績（計量単位／（t／ds））（※2）

R：インセンティブ率（％）＝50

※1 実流入固形物量は、契約期間（5年5か月）（※3に示す控除期間日数を除く）の日別流入固形物量の合計の小数点第2位を四捨五入した値とする。

※2 使用量原単位実績は、契約期間（5年5か月）（※3に示す控除期間日数を除く）の実流入固形物量及び実使用量により算定し、小数点第2位を四捨五入した値とする。

※3 控除期間日数は、以下の日数とする。

- ・ユーティリティ使用量の削減を目的とした効率化や創意工夫等について委託者が承諾した運用期間を除く期間日数
- ・ユーティリティの削減が、上記計画を実行した効果によるものと確認できない期間日数
- ・委託者が指示する締日から契約終了日までの期間日数
- ・委託者・受託者協議により控除することが適当とした期間日数

(3) マイナスのインセンティブの適用

受託者が実施する運転管理業務において、別紙9-1に示すユーティリティの毎月の使用量原単位実績が基準値（過年度の使用量原単位（令和4年度から令和6年度までの最大値））を上回った場合、委託者は次式によりマイナスのインセンティブに係る金額を委託料から減額することができる。

ただし、流入基準未達の場合や、受託者が「別紙8 要求水準を満たさない場合の対応」にならってユーティリティ削減に係る改善措置を行い、委託者が「やむを得ない事態」と判断した場合は、マイナスのインセンティブは適用しない。

(4) マイナスのインセンティブの算式

$$\text{マイナスのインセンティブ（円）} = A \times B \times (C - D) \times R$$

A：ユーティリティ調達単価（円／計量単位）（税抜き）

B：実流入固形物量（t／ds）（※1）

C：使用量原単位（最大値）（計量単位／（t／ds））

D：使用量原単位実績（計量単位／（t／ds））（※2）

R：インセンティブ率（％）＝50

※1 実流入固形物量は、契約期間（5年5か月）（※3に示す控除期間日数を除く）の日別流入固形物量の合計の小数点第2位を四捨五入した値とする。

※2 使用量原単位実績は、契約期間（5年5か月）（※3に示す控除期間日数を除く）の実流入固形物量及び実使用量により算定し、小数点第2位を四捨五入した値とする。

※3 控除期間日数は、以下の日数とする。

- ・要求水準書第22条に基づき実施される試験運用の期間日数（ユーティリティ使用量の削減を目的としたものに限る）
- ・委託者が指示する締日から契約終了日までの期間日数
- ・受託者の申出により、控除することが適当と委託者が認めた期間日数

(5) ユーティリティ調達単価（税抜き）

第2項及び第4項の算式におけるユーティリティ調達単価（税抜き）は、委託者が毎年度単価を設定して適用する。

参考として、令和6年度におけるユーティリティ調達単価（税抜き）は次のとおりである。

表1 ユーティリティ調達単価（税抜き・令和6年度実績）

項目	単位	購入単価 円
高分子凝集剤	kg	630
（脱臭）次亜塩素酸ソーダ	kg	64
（用水）次亜塩素酸ソーダ	kg	64
（脱臭）25%苛性ソーダ	kg	40
都市ガス	Nm ³	88.60
電力	kWh	20.89

別紙9-1 インセンティブの対象となるユーティリティ

インセンティブの対象となるユーティリティは次のとおりとする。

ユーティリティの使用量原単位実績が基準値（過年度の使用量原単位（令和4年度から令和6年度までの最小値。小数点第3位を四捨五入。））を下回った場合はインセンティブの対象とする。

(1) 高分子凝集剤

高分子凝集剤は脱水工程において濃縮汚泥の固形物量に対応して注入するものである。汚泥性状や供給汚泥濃度により注入率は若干の変動はあるが、原則として汚泥固形物量に比例して注入する。

維持管理実績により流入固形物量当たりの使用量原単位を定める。

表1 使用量原単位（高分子凝集剤）

項目	単位	過年度実績			使用量原単位	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	最小値	最大値
脱水汚泥固形物量	t/ds・年	5,520.1	5,493.7	5,200.1	-	-
高分子凝集剤						
使用量	kg/年	27,000	27,000	27,600	-	-
使用量原単位 (脱水汚泥固形物量当たり)	kg/(t/ds・年)	4.89	4.91	5.31	4.89	5.31

(2) (脱臭) 次亜塩素酸ソーダ

汚泥処理棟脱臭設備（薬液洗浄方式）で使用する次亜塩素酸ソーダである。

次亜塩素酸ソーダ注入量は、脱臭塔内の次亜塩素酸ソーダ濃度に応じて注入する制御を行っている。

使用量は脱臭風量及び臭気物質濃度に比例するが、脱臭風量及び汚泥固形物量あたりの臭気物質濃度はおおむね一定と考え、維持管理実績により流入固形物量当たりの使用量原単位を定める。

表2 使用量原単位（(脱臭) 次亜塩素酸ソーダ）

項目	単位	過年度実績			使用量原単位	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	最小値	最大値
脱水施設固形物量	t/ds・年	5,520.1	5,493.7	5,200.1	-	-
(脱臭) 次亜塩素酸ソーダ						
使用量	kg/年	116,950	96,050	80,310	-	-
使用量原単位 (脱水施設固形物量当たり)	kg/(t/ds・年)	21.19	17.48	15.44	15.44	21.19

(3) (用水) 次亜塩素酸ソーダ

汚泥処理用水棟の砂ろ過器の防藻対策として用いられる次亜塩素酸ソーダである。

(砂ろ過水の一部は水処理(沈砂洗浄棟)でも使用されており、水処理で使用した「(用水) 次亜塩素酸ソーダ」の使用量はインセンティブの対象としない。

表3 使用量原単位 ((用水) 次亜塩素酸ソーダ)

項目	単位	過年度実績			使用量原単位	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	最小値	最大値
汚泥処理施設固形物量	t/ds・年	9,487.2	9,390.4	9,175.4	-	-
(用水) 次亜塩素酸ソーダ						
使用量	kg/年	52,180	52,120	57,030	-	-
使用量原単位 (汚泥処理施設固形物量当たり)	kg/(t/ds・年)	5.51	5.56	6.22	5.51	6.22

(4) (脱臭) 25%苛性ソーダ

汚泥処理棟脱臭設備(薬液洗浄方式)で使用する25%苛性ソーダである。

使用量は脱臭風量及び臭気物質濃度に比例するが、脱臭風量及び汚泥固形物量あたりの臭気物質濃度はおおむね一定と考え、維持管理実績により流入固形物量あたりの使用量原単位を定める。

表4 使用量原単位 ((脱臭) 25%苛性ソーダ)

項目	単位	過年度実績			使用量原単位	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	最小値	最大値
脱水施設固形物量	t/ds・年	5,520.1	5,493.7	5,200.1	-	-
(脱臭) 25%苛性ソーダ						
使用量	kg/年	35,710	38,160	31,730	-	-
使用量原単位 (脱水施設固形物量当たり)	kg/(t/ds・年)	6.47	6.95	6.10	6.10	6.95

(5) 都市ガス

汚泥焼却用の都市ガスである。

維持管理実績により流入固形物量当たりの使用量原単位を定める。

表5 使用量原単位（都市ガス）

項目	単位	過年度実績			使用量原単位	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	最小値	最大値
汚泥処理施設固形物量	t/ds・年	9,487.2	9,390.4	9,175.4	—	—
都市ガス						
使用量	Nm ³ /年	591,204	709,499	642,940	—	—
使用量原単位 (汚泥処理施設固形物量当たり)	Nm ³ /(t/ds・年)	62.32	75.56	70.07	62.32	75.56

(6) 電力

汚泥脱水、焼却、電気計装用の電力である。

維持管理実績により流入固形物量当たりの使用量原単位を定める。

表6 電力使用量原単位

項目	単位	過年度実績			使用量原単位	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	最小値	最大値
汚泥処理施設固形物量	t/ds・年	9,487.2	9,390.4	9,175.4	—	—
電力						
使用量	kWh/年	5,090,375	5,113,759	5,088,590	—	—
使用量原単位 (汚泥処理施設固形物量当たり)	kWh/t-ds・年	536.55	544.57	554.59	536.55	554.59

別紙 10 引継事項

1 業務引継書の作成

受託者は、業務着手後 1 2 か月以内に引継事項を記載した文書（業務引継書）を作成し、委託者の了承を得たうえで、業務期間を通じて随時更新すること。委託者は、引継事項が適切に文書化されているかどうかの確認のため、施設機能の確認等において引継事項の提示や説明を求めることができるほか、いつでも引継事項の内容を確認することができるものとする。受託者が変わる場合には、期間満了による場合、又は期間途中の解約による場合にかかわらず、業務引継書は委託者に引き渡されるものとする。

2 業務引継書の記載事項

文書は、本件施設固有の運転管理、点検上の留意点等を次の受託者が把握できるような内容とする。以下の項目に沿って記載すること。

(1) 運転管理計画

- ・ 汚泥管理方法
- ・ 定常時の運転方法
- ・ 非常時（災害時、停電時、炉の停止等の緊急事態を指す。）の運転方法
- ・ 特有の運転方法

(2) 保全管理計画

- ・ 定常時の保全方法
- ・ 非常時（災害時、停電時、炉の停止等の緊急事態を指す。）の保全方法

(3) その他留意事項

- ・ 特性、固有情報
- ・ 運転、保全実績 等

別紙 1 1 委託者工事予定書

1 委託者工事予定

委託者は本件業務委託の契約期間内に以下の修繕、改築、増設工事を実施する予定である。

《令和 8 年度》

辻堂浄化センターNO. 1 非常用発電機分解整備修繕工事

辻堂浄化センター水処理設備修繕工事

辻堂浄化センター第 3 系列送風機他分解整備工事

辻堂浄化センター旧管理棟（沈砂池）電気設備移設工事

辻堂浄化センター熱処理棟電気設備改築工事

なお、令和 9 年度以降の工事計画は本件業務委託契約の締結時点では未定であるため、毎年度決定次第委託者から受託者に通知するものとするが、熱処理棟電気設備改築工事において、令和 9 年 7 月から令和 10 年 2 月の間 1 号炉の停止を予定している。

2 共通工程表の作成

委託者が予定する工事において工事工程が決定次第「表 1 共通工程表」にて受託者に示す。本表は、受託者工事予定書の工事予定を追記して委託者と受託者双方が共有するものであり、変更が生じた場合には速やかに相手方に書面で通知を行うこと。

別紙 1 2 本件施設の環境計測

1 目的

本件業務では、以下を目的として、必要な試験を適切に行うものとする。

- (1) 辻堂浄化センターから排出される汚泥、ばい煙及び焼却灰等の、法令に定める排出及び処分基準への適合状況を確認すること
- (2) (1) で示す基準を遵守するため、維持管理上必要な知見をもって適切な運転管理に資すること
- (3) ばい煙等の環境に与える負荷量を把握すること
- (4) 焼却灰等廃棄物を適切に処理処分するために必要な知見を得ること

2 汚泥等について、次のとおり試験を行うものとする。

(1) 汚泥精密試験

内 容：

ア 脱水汚泥等について、水・汚泥処理施設の維持管理を目的とし、性状試験及び金属等について実施する含有試験

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）に基づき焼却灰等について実施する溶出試験

実施頻度：汚泥試験実施内容（別紙 1 2 - 1）による

試験対象：辻堂浄化センター；焼却灰、脱水汚泥

採泥場所：汚泥試験実施内容（別紙 1 2 - 1）による

測定項目：汚泥試験実施内容（別紙 1 2 - 1）による

測定方法：汚泥試験実施内容（別紙 1 2 - 1）による

報告下限値：汚泥精密試験実施内容（別紙 1 2 - 1）の報告下限値に示す数値以下とする

(2) 汚泥成分試験

内 容：

ア 脱水汚泥及び焼却灰の資源化を促進するために必要な知見を得るために実施する含有試験

イ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第55条の規定に基づき申告する年間排出硫黄酸化物算出の根拠とすべく実施する脱水汚泥の硫黄含有試験

実施頻度：汚泥成分試験実施内容（別紙12-1）による

採泥場所：汚泥成分試験実施内容（別紙12-1）による

試験対象：脱水汚泥、焼却灰、廃砂

測定項目：汚泥成分試験実施内容（別紙12-1）による

測定方法：汚泥成分試験実施内容（別紙12-1）による

(3) 別紙23に示すダイオキシン類等分析業務

(4) 別紙24に示す臭気測定業務

3 数値の取り扱い方について

(1) 定量下限値は報告下限値以下の数値とする。

(2) 測定値が定量下限値未満の数値については、「定量下限値未満」（記載例「<0.0005」）と表記する。ただし、その場合であっても検出下限値以上である場合は、「*定量下限値未満」（記載例「*<0.0005」）と表記する。

(3) 報告下限値未満の数値であっても、定量下限値以上の数値は測定値を表記する。

(4) 桁数については次のとおり処理する。

ア 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。

イ 報告下限値未満の桁を下回る桁については切り捨てる。

ウ 別紙12-1の項目については、小数第2位を四捨五入し小数点以下1桁までとする。

(5) 平均値の計算は次のとおり行うものとする。

ア 相加平均値を平均値とする。

イ 有効数字は2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。定量下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して定量下限値の桁までとする。

ウ 定量下限値未満の数値を含む場合、その測定値が検出下限値未満の場合はゼロ「0」、また検出下限値以上の場合は検出下限値の数値をもって取り扱い、平均値を求める。その場合、平均値が検出下限値以上定量下限値未満の場合は、「*定量下限値未満」（記載例「*＜0.0005」）と表記し、検出下限値未満の場合は、「定量下限値未満」（記載例「＜0.0005」）と表記するものとする。

4 関係法令等

環境計測にあたっては、別紙26に示す関連法令、条例等を順守すること。

別紙 1 2 - 1 汚泥試験実施内容等

1 汚泥試験実施内容

測定項目	試料名及び採取場所		測定方法
	汚泥精密試験		
	辻堂浄化センター		
	脱水汚泥	焼却灰(加湿前)	下水試験方法
	汚泥脱水機室(BP室)	汚泥焼却棟灰ホッパー	
pH	1回/月	1回/月	
蒸発残留物(固形分)	1回/月	1回/月	
含水率	1回/月	1回/月	
強熱残留物	1回/月	1回/月	
強熱減量	1回/月	1回/月	

2 汚泥精密試験実施内容

測定項目	試料名及び採取場所		測定方法	報告下限値	測定項目	試料名及び採取場所		測定方法	報告下限値	
	辻堂					辻堂				
	脱水汚泥	焼却灰(加湿前)				脱水汚泥	焼却灰(加湿前)			
	汚泥脱水機室(BP室)	汚泥焼却棟灰ホッパー	汚泥脱水機室(BP室)	汚泥焼却棟灰ホッパー						
含有量	水銀及びその化合物	4月・7月 10月・1月	1回/月	底質調査方法:平成24年8月環水大 水発第 120725002号	0.05mg/kg	アルキル水銀化合物※1	10月	1回/月	0.0005mg/L	
	カドミウム及びその化合物	4月・7月 10月・1月	1回/月		0.1mg/kg	水銀又はその化合物	10月	1回/月	0.0005mg/L	
	鉛及びその化合物	4月・7月 10月・1月	1回/月		1mg/kg	カドミウム又はその化合物	10月	1回/月	0.003mg/L	
	砒素及びその化合物	4月・7月 10月・1月	1回/月		0.1mg/kg	六価クロム化合物※2	10月	1回/月	0.02mg/L	
	セレン及びその化合物	-	1回/月		0.1mg/kg	鉛又はその化合物	10月	1回/月	0.01mg/L	
	六価クロム化合物	-	1回/月		0.5mg/kg	砒素又はその化合物	10月	1回/月	0.01mg/L	
	ポリ塩化ビフェニル	4月・7月 10月・1月	3回/年 (各炉1回/年)		0.05mg/kg	有機燐化合物	10月	1回/月	0.1mg/L	
溶出量						ポリ塩化ビフェニル	10月	1回/月	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示13号)	0.0005mg/L
						シアン化合物	10月	1回/月		0.1mg/L
						トリクロロエチレン	10月	1回/月		0.002mg/L
						テトラクロロエチレン	10月	1回/月		0.002mg/L
						ジクロロメタン	10月	1回/月		0.002mg/L
						四塩化炭素	10月	1回/月		0.002mg/L
						1,2-ジクロロエタン	10月	1回/月		0.002mg/L
						1,1-ジクロロエチレン	10月	1回/月		0.002mg/L
						シス-1,2-ジクロロエチレン	10月	1回/月		0.002mg/L
						トランス-1,2-ジクロロエチレン	10月	1回/月	規格 K0125	0.002mg/L
						1,1,1-トリクロロエタン	10月	1回/月		0.002mg/L
						1,1,2-トリクロロエタン	10月	1回/月		0.002mg/L
						1,3-ジクロロプロペン	10月	1回/月	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示13号)	0.002mg/L
						チウラム	10月	1回/月		0.005mg/L
						シマジン	10月	1回/月		0.002mg/L
						チオベンカルブ	10月	1回/月		0.005mg/L
						ベンゼン	10月	1回/月		0.002mg/L
					セレン又はその化合物	10月	1回/月		0.01mg/L	
					1,4-ジオキサン	10月	1回/月		0.05mg/L	
					ふっ素及びその化合物	10月	-	土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件	0.1mg/L	
					ほう素及びその化合物	10月	-		0.05mg/L	

規格：日本産業規格

下水試験方法：社団法人日本下水道協会-2012年版

※1 アルキル水銀については、総水銀が検出された時のみ測定する。

※2 六価クロムについては、クロム含有量が検出された時のみ測定する。

3 汚泥成分試験実施内容

測定項目	辻堂浄化センター			測定方法	報告下限値	測定項目	辻堂浄化センター			測定方法	報告下限値		
	脱水汚泥	焼却灰	廃砂(溶出)				脱水汚泥	焼却灰	廃砂(溶出)				
	脱水機室	汚泥焼却棟 灰ホッパー	汚泥焼却棟 (砂冷却エベキ, 砂搬出エベキ)				脱水機室	汚泥焼却棟 灰ホッパー	汚泥焼却棟 (砂冷却エベキ, 砂搬出エベキ)				
含水率	-	-	-	下水試験方法	0.1%	溶出量	水銀及びその他の水銀化合物	-	-	3回/年 (各炉1回/年)	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法 (昭和48年環境庁告示13号)	0.0005mg/L	
強熱残留物	-	-	-		0.1%		カドミウム及びその化合物	-	-	3回/年 (各炉1回/年)		0.002mg/L	
発熱量(高位及び低位)	7月・1月	-	-		50kJ/kg		鉛及びその化合物	-	-	3回/年 (各炉1回/年)		0.005mg/L	
含有量	酸化アルミニウム	7月	3回/年 (各炉1回/年)	-	セメント協会標準試験方法		0.1%	六価クロム及びその化合物	-	-		3回/年 (各炉1回/年)	0.05mg/L
	酸化第二鉄	7月	3回/年 (各炉1回/年)	-			0.1%	砒素及びその化合物	-	-		3回/年 (各炉1回/年)	0.005mg/L
	酸化カルシウム	7月	3回/年 (各炉1回/年)	-			0.1%	セレン及びその化合物	-	-		3回/年 (各炉1回/年)	0.001mg/L
	酸化マグネシウム	7月	3回/年 (各炉1回/年)	-			0.1%	有機燐化合物	-	-		3回/年 (各炉1回/年)	0.1mg/L
	三酸化硫黄	7月	-	-			0.1%	ポリ塩化ビフェニル	-	-		3回/年 (各炉1回/年)	0.0005mg/L
	二酸化けい素	7月	3回/年 (各炉1回/年)	-			0.1%	シアン化合物	-	-		3回/年 (各炉1回/年)	0.1mg/L
	酸化ナトリウム	7月	3回/年 (各炉1回/年)	-			0.1%	トリクロロエチレン	-	-		3回/年 (各炉1回/年)	0.002mg/L
	酸化カリウム	7月	3回/年 (各炉1回/年)	-			0.1%	テトラクロロエチレン	-	-		3回/年 (各炉1回/年)	0.002mg/L
	五酸化リン	7月・1月	3回/年 (各炉1回/年)	-			0.1%	ジクロロメタン	-	-		3回/年 (各炉1回/年)	0.002mg/L
	硫黄	4月・7月 10月・1月	-	-			下水試験方法	0.1%	四塩化炭素	-		-	3回/年 (各炉1回/年)
	酸化チタン	7月	-	-	セメント協会標準試験方法		0.1%	1,2-ジクロロエタン	-	-		3回/年 (各炉1回/年)	0.002mg/L
	酸化マンガン	7月	-	-			0.1%	1,1-ジクロロエチレン	-	-		3回/年 (各炉1回/年)	0.002mg/L
	塩素	7月	3回/年 (各炉1回/年)	-			0.1%	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-		3回/年 (各炉1回/年)	0.002mg/L
	ふっ素	7月	3回/年 (各炉1回/年)	-			0.1%	1,1,1-トリクロロエタン	-	-		3回/年 (各炉1回/年)	0.002mg/L
水銀及びその他の水銀化合物	-	-	-	下水試験方法	0.05mg/kg	1,1,2-トリクロロエタン	-	-	3回/年 (各炉1回/年)	0.002mg/L			
カドミウム及びその化合物	-	-	-		0.1mg/kg	1,3-ジクロロプロペン	-	-	3回/年 (各炉1回/年)	0.002mg/L			
鉛及びその化合物	-	-	-		1mg/kg	1,4-ジオキサン	-	-	3回/年 (各炉1回/年)	0.05mg/L			
クロム及びその化合物	7月	1回/月	-		0.5mg/kg	チウラム	-	-	3回/年 (各炉1回/年)	0.005mg/L			
六価クロム及びその化合物	-	-	-		0.5mg/kg	シマジン	-	-	3回/年 (各炉1回/年)	0.002mg/L			
砒素及びその化合物	-	-	-		0.1mg/kg	チオベンカルブ	-	-	3回/年 (各炉1回/年)	0.005mg/L			
セレン及びその化合物	-	-	-		0.2mg/kg	ベンゼン	-	-	3回/年 (各炉1回/年)	0.002mg/L			
ニッケル	7月	-	-		1mg/kg								
銅	7月	-	-		1mg/kg								
亜鉛	7月	-	-		1mg/kg								

下水試験方法：社団法人日本下水道協会-2012年版

別紙 1 3 提出書類

受託者は、以下に示す書類を提出期限までに委託者に提出すること。電子媒体での報告については、提出前に媒体のウイルスチェックを実施し、ウイルス検査済証明書を経済報告媒体と一緒に提出すること。

また、提出書類の内容が確認できる書類（検査成績書や証明書、納品書等）を添付すること。

(1) 業務着手時の提出書類

提出書類名	提出部数	記載事項	提出時期	成果品対象
総括責任者選任届	1部		業務の着手日まで	
事業実施計画書	1部	本契約等に記載された条件を満たす事業実施計画書	業務の着手日まで	○
業務実施計画書	1部	事業実施計画書を基に受託者が実施する運転管理業務及び保全管理業務等に係る年間及び月間計画	当該年及び当該月における業務着手日の14日前まで（ただし、契約最初の年及び月においては業務の着手日まで）	○
行政財産使用許可申請書	1部	業務に必要な事務室、控え室及び車両の駐車場等の行政財産を使用することについて	行政財産を使用する場合は提出する。	
業務再委託届	1部	再委託対象業務及び再委託事業者 本業務の一部の再委託を行う場合に提出	必要に応じて提出する。	
借用書	1部	委託者から受託者への貸与品に係る借用書	必要に応じて提出する。	

(2) 業務期間中の提出書類

提出書類名	提出部数	記載事項	提出時期	成果品対象
汚泥処理計画	1部	毎日の汚泥発生量及び汚泥性状等を記録し、汚泥発生見込みから年間の汚泥処理計画を作成	当該年及び当該月における業務着手日の14日前まで	○
業務引継書	1部	当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項	業務着手後12ヶ月以内 委託者の了承を得たうえで、業務期間を通じて随時更新	○
汚泥処理日報 (1)	1部	汚泥処理施設の運転状況報告、作業報告 その他必要な事項	前日分を原則開庁時間内に提出する。	○
汚泥処理日報 (2)	1部	脱水、焼却、脱臭、用水及び貯留設備の運転状況報告 その他必要な事項	前日分を原則開庁時間内に提出する。	○
維持管理月報	1部	1 設備現況報告 2 備消耗品実績表 3 脱水、焼却、脱臭、用水及び貯留設備の運転状況報告 4 作業報告（計画及び実施報告書） 5 その他必要な事項	毎月末から7日以内（契約期間満了の最終月においては契約満了日）	○
維持管理計画書	1部	翌月の作業予定	毎月末まで	○
運転年報	1部	脱水、焼却、脱臭、用水及び貯留設備の運転状況報告	毎年度末から7日以内（契約期間満了の最終月においては契約満了日）	○

健全度調査報告書	1部	別紙25のとおり	各年度3月末に提出する。	○
脱臭設備活性炭交換業務報告書	1部	別紙29のとおり	実施月の月間業務報告書とともに提出する。	○
機器故障等報告記録	1部	施設及び設備類に生じた故障 又は事故等に関する詳細報告	前日分を原則開庁時間内に提出する。	○
機器補修等報告記録	1部	機器故障等の補修に関する 詳細報告	前日分を原則開庁時間内に提出する。	○
修繕工事報告書	1部	修繕工事の報告書	実施月の月間業務報告書とともに提出する。	○
セルフモニタリング報告書	1部	別紙33のとおり	毎月末から7日以内(契約期間満了の最終月においては契約満了日)	○
改善計画書	1部	業務要求水準書第8条関係	必要に応じて提出する。 改善計画書の提出を命じられてから14日以内。	○
施設等の改善請求書	1部	業務要求水準書第14条関係	随時必要に応じて提出する。	
施設機能報告書	1部	別紙31のとおり	各年度3月末に提出する。	○
その他必要な書類	1部	必要に応じて委託者が指示する書類	随時必要に応じて提出する。	○

(3) 本件施設の環境計測に係る提出書類

提出書類名	提出部数	記載事項	提出時期	成果品対象
汚泥精密試験結果報告書	1部	脱水汚泥等の性状及び金属等含有試験結果	毎月末から7日以内(契約期間満了の最終月においては契約満了日)	○
汚泥成分試験結果報告書	1部	脱水汚泥及び焼却灰の資源化促進のための含有試験結果 脱水汚泥の硫黄含有試験結果	毎月末から14日以内(契約期間満了の最終月においては契約満了日)	○

(4) 作業環境測定業務の提出書類

提出書類名	提出部数	記載事項	提出時期	成果品対象
作業環境測定機 関登録証及び作業環境測定士登録証の写し	1部		業務の着手日まで	
報告書	2部	「作業環境測定の記録のモデル様式の改正について」 (平成20年2月29日達基発第0229002号) に示された報告書モデル様式を活用する	各試料採取日から6週間以内	○

(5) ダイオキシン類等分析業務の提出書類

提出書類名	提出部数	記載事項	提出時期	成果品対象
計量証明事業登録証の写し	1部	事業の区分、濃度に係る計量証明の事業	業務の着手日まで	
計量証明事業登録証の写し	1部	事業の区分、特定濃度に係る計量証明の事業	業務の着手日まで	
特定計量証明事業の認定証の写し	1部	認定の区分：大気中のダイオキシン類、水又は土壌中のダイオキシン類	業務の着手日まで	
測定結果の報告書	1部	(紙媒体およびCD-R) (濃度計量証明書等)	各回の試料採取日から6週間以内。(契約期間満了の最終月においては契約満了日)	○

(6) 臭気測定業務の提出書類

提出書類名	提出部数	記載事項	提出時期	成果品対象
計量証明事業登録書の写し	1部	(事業の区分：音圧レベル、振動加速度レベル及び濃度に係わる計量証明の事業)	契約締結日から7日以内	
悪臭防止法施行規則第11条に定める臭気判定士免状の写し	1部		契約締結日から7日以内	
報告書	2部	紙媒体	各回の試料採取日が属する月の翌月末	○
報告書電子データ	1部	CD-R (PDFデータ)	各回の試料採取日が属する月の翌月末	○

(7) 消防設備等点検業務の提出書類

提出書類名	提出部数	記載事項	提出時期	成果品対象
消防設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書	1部	点検者一覧表 点検結果総括表 消火器具点検票 自動火災報知設備点検票 誘導灯及び誘導標識点検票 防火扉・シャッター設備点検票 屋内消火栓設備点検票 粉末消火設備点検票	実施月の月間業務報告書とともに提出する。	○

(8) クレーン年次点検業務の提出書類

提出書類名	提出部数	記載事項	提出時期	成果品対象
点検報告書	1部	点検結果	実施月の月間業務報告書とともに提出する。	○

(9) トラックスケール点検業務の提出書類

提出書類名	提出部数	記載事項	提出時期	成果品対象
点検報告書	1部	点検結果 工事写真帳	実施月の月間業務報告書とともに提出する。	○

(10) トラックスケール法定検査業務の提出書類

提出書類名	提出部数	記載事項	提出時期	成果品対象
点検報告書	1部	点検結果 工事写真帳	実施月の月間業務報告書とともに提出する。	○

(11) 焼却灰収集・運搬業務の提出書類

提出書類名	提出部数	記載事項	提出時期	成果品対象
産業廃棄物収集 運搬業許可証(写し)	1部		業務の着手日まで	
月業務完了報告書	1部	産業廃棄物管理票の記載数量を月ごとに集計	実施月の月間業務報告書とともに提出する。	○

(12) 焼却灰処分業務の提出書類

提出書類名	提出部数	記載事項	提出時期	成果品対象
産業廃棄物処分業許可証(写し)	1部		業務の着手日まで	
月業務完了報告書	1部	産業廃棄物管理票の記載数量を月ごとに集計	実施月の月間業務報告書とともに提出する。	○

(13) 脱臭設備活性炭交換業務の提出書類

提出書類名	提出部数	記載事項	提出時期	成果品対象
業務報告書	1部	活性炭納入数量証明書 作業報告書 劣化炭品質分析証明 劣化炭再生証明書 業務内容所見 業務写真 その他、委託者が必要とする書類	実施月の月間業務報告書とともに提出する。	○

別紙 1 4 経費の負担

受託者が負担すべき経費は、以下のとおりとする。

(固定費)

1 消耗品等

消耗品等の負担は受託者の負担とする。詳細については次のとおりとする。

- (1) 維持管理用油脂類 (オイル、グリス、洗浄油等)
- (2) 維持管理用塗装用塗料 (一般用塗料、希釈剤、刷毛類等)
- (3) 維持管理消耗品 (蛍光灯等)
- (4) 計装用消耗品 (記録紙、電球、ヒューズ等)
- (5) 簡易修理用部品 (パッキン類、鋼材、木材、配管材等)
- (6) 保守点検用消耗品類 (ウエス、作業灯等)
- (7) 清掃用具 (清掃用具一式、床用ワックス等)
- (8) 業務履行に必要なその他消耗品類一式
- (9) 機器消耗部品 (直接経費積み上げ分)

ア ベルトプレス脱水機用ろ布

(巾 3. 1 m × 1 0. 0 5 m ・ 巾 3. 1 m × 1 2. 5 1 m) 一式

参考数量 1 2 組 (2 組 / 回 × 6 回 (5 年 5 か月))

イ 汚泥圧送ポンプ用ステータ (N B R 2 m 円筒) 一式

参考数量 6 本 (1 本 / 回 × 6 回 (5 年 5 か月))

ウ スパイラルコンベヤ用ライナー (高分子ポリエチレン 1 m) 一式

参考数量 7 8 枚 (1 3 枚 / 回 × 6 回 (5 年 5 か月))

エ 脱臭設備用活性炭

(ア) 酸性ガス用活性炭 (新炭) 一式

参考数量 7 6 8 k g (1 2 8 k g / 回 × 6 回 (5 年 5 か月))

(イ) 塩基性ガス用活性炭 (新炭) 一式

参考数量 7 6 8 k g (1 2 8 k g / 回 × 6 回 (5 年 5 か月))

(ウ) 中性ガス用活性炭 (新炭) 一式

参考数量 9 0 0 k g (1 5 0 k g / 回 × 6 回 (5 年 5 か月))

(エ) 酸性ガス用活性炭（再生炭） 一式

参考数量 3, 072 kg (512 kg/回×6回 (5年5か月))

(オ) 塩基性ガス用活性炭（再生炭） 一式

参考数量 3, 072 kg (512 kg/回×6回 (5年5か月))

(カ) 中性ガス用活性炭（再生炭） 一式

参考数量 3, 600 kg (600 kg/回×6回 (5年5か月))

2 什器及び備品

受託者が使用する施設で受託者が使用する什器、備品並びに事務機等については受託者が備えるものとする。なお、業務履行に必要な事務用品は受託者の負担とする。

3 安全対策器具

業務履行に必要な安全対策器具類は、原則として受託者が備えるものとする。

4 工具類及び測定器具類

点検整備及び小修理に用いる工具類及び測定器具類は、原則として受託者が備えるものとする。ただし、特殊工具は除く。

5 分析器具

各分析、測定業務に必要な試料採取機器及び試料容器等の器具は受託者が備えるものとする。

6 修繕費

7 珪砂

焼却炉用珪砂の補給は受託者の負担とする。

別紙 1 5 流入基準未達の場合の対応方法

1 濃縮汚泥の流入基準未達の場合の対応方法

以下に示す濃縮汚泥が流入していることが判明した場合、受託者及び委託者は以下のワークフローに従って受託者は速やかに委託者に報告し、委託者は必要な措置を講ずるものとする。

- ・脱水施設の処理能力を超える濃縮汚泥量
- ・濃縮汚泥濃度が別紙 6 に示す流入基準を超えた場合
- ・濃縮汚泥の腐敗など汚泥性状の悪化

受託者と委託者の連絡は（汚包要）様式 1 - 1 ~ 4 による。

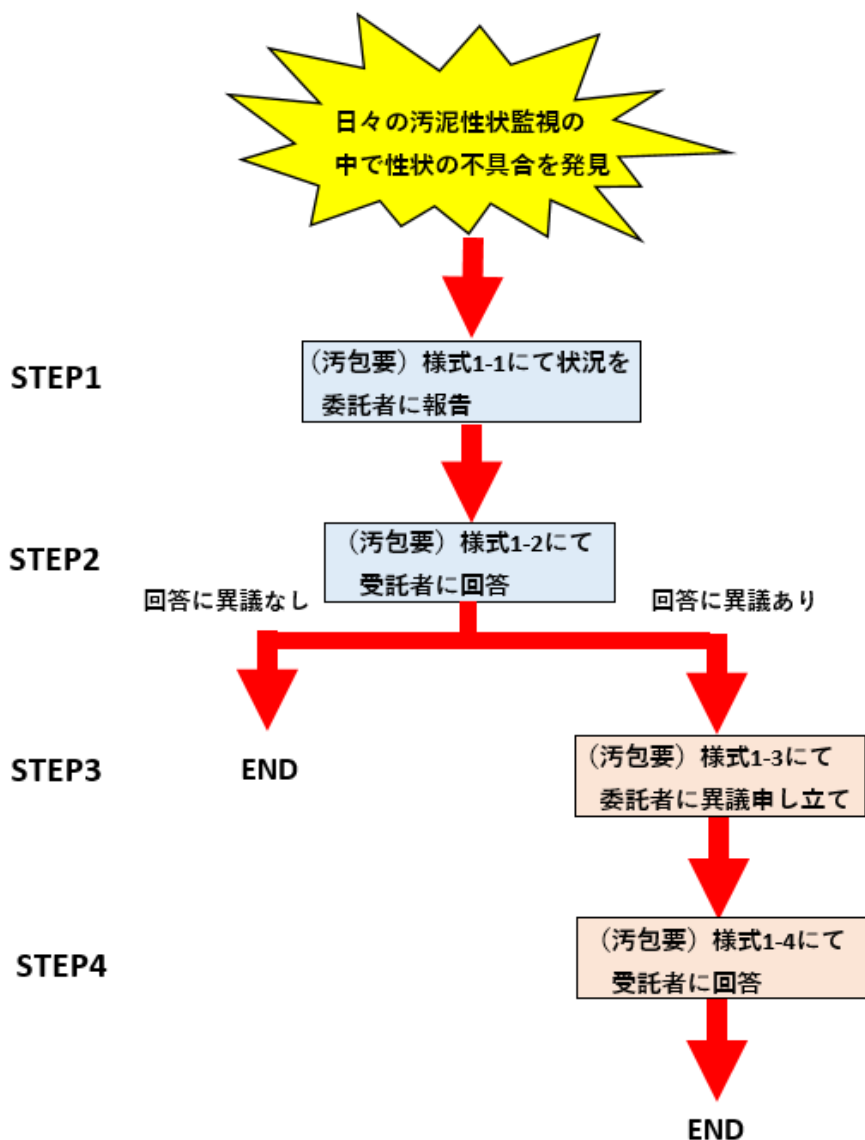


図 1 汚泥腐敗等の状況が発生した場合のワークフロー

2 大清水浄化センターからの受入脱水汚泥の流入基準未達の場合の対応方法

以下に示す脱水汚泥が搬入されていることが判明した場合、受託者は速やかに委託者に報告し、委託者から指示がある場合はそれに従うものとする。

- ・汚泥貯留施設の貯留容量を超える脱水汚泥受入量
- ・脱水汚泥含水率が別紙6に示す流入基準を超えた場合

別紙 16 消防用設備等点検業務

消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を行う。

(1) 点検項目及び数量

参考資料4のとおりとする。

(2) 点検実施回数、時期

・点検実施回数は、11回（令和9年2月、令和9年8月、令和10年2月、令和10年8月、令和11年2月、令和11年8月、令和12年2月、令和12年8月、令和13年2月、令和13年8月、令和14年2月）とする。

別紙 17 クレーン年次点検

クレーン等安全規則第34条に基づく定期自主点検

《対象機種》

○泥処理設備脱水機棟クレーン

名 称	数量	単位
(1) 脱水機棟薬品室 1 t 手動クレーン	1	台
(2) 脱水機棟薬品室 1 t 手動チェーンブロック	1	台
(3) 脱水機棟脱水機室北側 2 t 手動クレーン	1	台
(4) 脱水機棟脱水機室南側 2 t 手動クレーン	1	台
(5) ウェイト費用	1	式

○汚泥処理設備クレーン

名 称	数量	単位
(1) I系焼却棟用 2.8 t クレーン	1	台
(2) II系焼却棟用 2.8 t クレーン	1	台
(3) III系焼却棟用 2 t クレーン	1	台
(4) 貯留棟用 2.8 t クレーン	1	台
(5) ウェイト費用	1	式

《点検実施回数、時期》

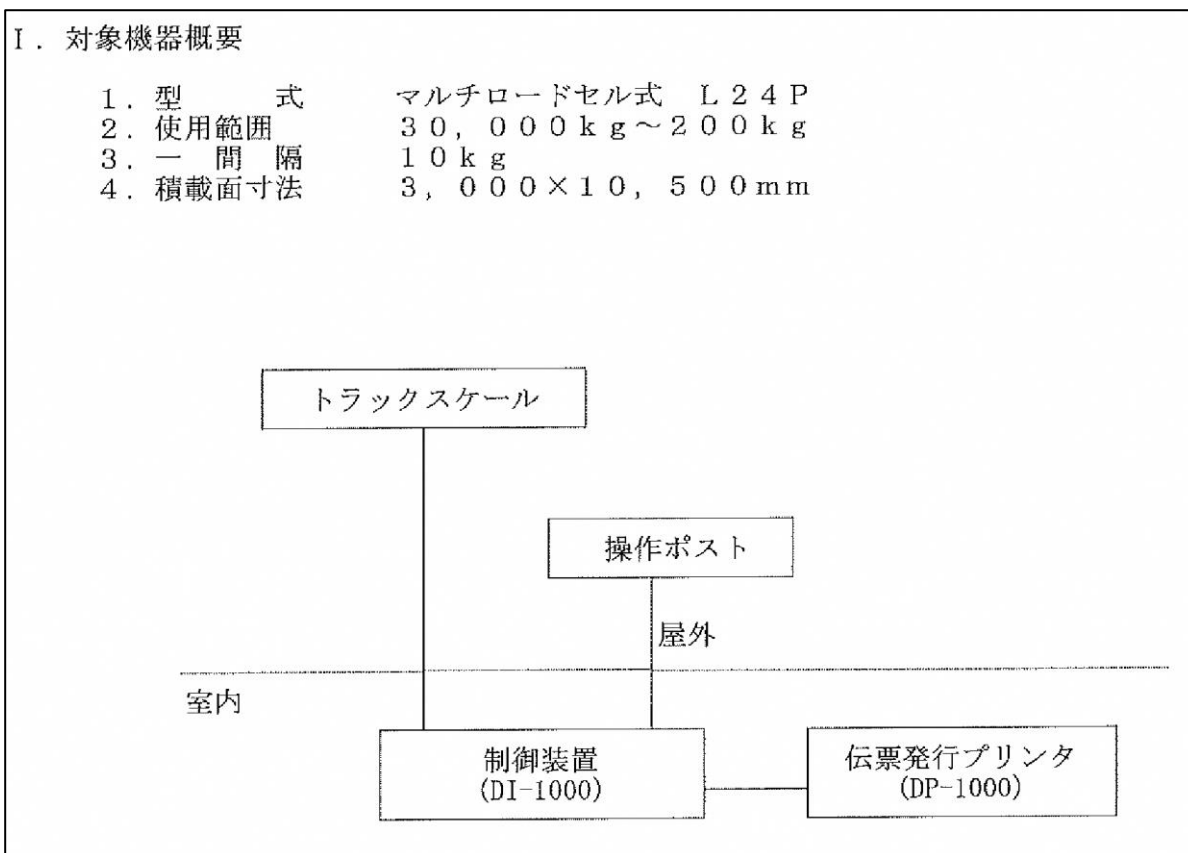
・点検実施回数は、6回（令和8年12月、令和9年12月、令和10年12月、令和11年12月、令和12年12月、令和13年12月）とする。

別紙18 トラックスケール点検業務

汚泥搬出トラック用のトラックスケールの点検を行う。

《対象機器》

ピットレスタイプ（機物No. KG6271）秤量30t／積載面3×10.5m
／DI-1000テープ式



《点検実施回数、時期》

- ・点検実施回数は、2回（令和10年8月、令和12年8月）とする。

別紙 19 トラックスケール法定検査業務

計量法第 23 条の規定に基づく検査を行う。

《対象機器》

ピットレスタイプ（機物 No. KG 6 2 7 1）秤量 30 t / 積載面 3 × 10.5 m
/ DI-1000 テープ式

《点検実施回数、時期》

- ・点検実施回数は、2 回（令和 10 年 8 月、令和 12 年 8 月）とする。

別紙 20 産業廃棄物収集・運搬業務

1 業務概要

受託者は下水道管理者（委託者）の補助者として、焼却灰および廃砂（以下「産業廃棄物」という。）の収集・運搬業務を行う。

2 対象業務

辻堂浄化センターの下水汚泥焼却時に発生する産業廃棄物を収集し、処分先まで運搬するものとする。また、業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。

3 資格条件

受託者又は下水道管理者（委託者）の補助者としての受託者が委託する産業廃棄物運搬業者（以下「受託者等」という。）が、業務を行うにあたり必要な資格条件は次のとおりとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項又は第14条の2第1項による許可を受けていること。

4 契約関係

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に規定する事業者は受託者とする。
- (2) 受託者は下水道管理者（委託者）の補助者として、本業務を産業廃棄物運搬業者へ委託することができる。
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の排出者は藤沢市とする。

5 受託者等の業務範囲

受託者等の業務範囲は次のとおりとし、受託者はこの業務を履行するために必要な許可証等の写しを委託者に提出すること。その場合において、許可事項に変更が生じたときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証等の写しを委託者に提出するものとする。

(1) 運搬に関する事業範囲

- ア 業務の内容 収集、運搬
- イ 業務の範囲 ばいじん、燃え殻

6 産業廃棄物の収集場所

藤沢市辻堂西海岸三丁目3番1号 辻堂浄化センター

7 収集・運搬の工程

辻堂浄化センターに設置してある搬出設備より産業廃棄物を積み込み、委託者の計量設備にて計量後、廃棄物運搬車両にて事業実施計画書に記載した事業場に運搬すること。

8 産業廃棄物に関する情報

委託者が、受託者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の情報は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 焼却灰

ア 名称	乾燥灰
イ 種類	ばいじん
ウ 発生工程	下水汚泥焼却時に発生した焼却灰
エ 性状	固型物、乾燥した灰
オ 臭気等	無臭
カ 荷姿	バラ
キ 排出数量(概算)	750 t/年

(2) 廃砂

ア 名称	廃砂
イ 種類	燃え殻
ウ 発生工程	下水汚泥焼却時に発生する、焼却炉砂余剰分
エ 性状	砂
オ 臭気等	無臭
カ 荷姿	バラ(フレコンパック詰め)
キ 排出数量(概算)	35 t/年

9 産業廃棄物に関する情報の変更

委託者は、**第8項**の産業廃棄物に関する情報で性状等に変更が生じた場合には、文書にて受託者に報告するものとする。

1 0 産業廃棄物の運搬先

受託者等は、委託された産業廃棄物を、事業実施計画書に記載した事業場まで運搬するものとする。

1 1 収集・運搬数量の確定

産業廃棄物の収集・運搬数量は、委託者の所有する計量設備により計量した数量とし、トン表示で小数第2位までを取扱い数値とする。

ただし、委託者の所有する計量設備が使用不可能な場合は、**第10項**の運搬先の所有する計量設備により計量した数量とする。

1 2 積替保管

受託者等は、委託された産業廃棄物の積替及び保管を行わないものとする。

1 3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物管理票は、受託者等の負担で作成・管理すること。産業廃棄物管理票は、紙マニフェスト又は電子マニフェストのいずれかの方法で作成することができる。このとき、産業廃棄物管理票の事業者は藤沢市、交付担当者は藤沢市担当者名となるため、委託者が毎年度提示する交付担当者名を使用すること。

受託者等は、収集・運搬業務を終了したときは、以下のいずれかの方法により報告を行わなければならない。

(1) 紙マニフェストの場合

産業廃棄物管理票に必要事項を記入し、**第10項**の運搬先に回付するとともに、その写しを委託者に送付する。

(2) 電子マニフェストの場合

電子マニフェストに必要事項を入力して情報処理センターに報告する。

1 4 受託者等の責務

受託者等は、産業廃棄物の収集・運搬にあたり、辻堂浄化センターの周辺環境及び汚泥焼却設備の産業廃棄物搬出口の構造等を調査し、それらに適した車両を用意するとともに、運搬時に産業廃棄物の飛散や臭気の漏洩がないよう工夫し、運搬すること。また、産業廃棄物の運搬先である処分業者と連絡及び調整を綿密に行い、業務の履行に支障をきたすことのないよう留意すること。

1 5 適正処理及び損害の負担

受託者は、産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、**第10項**の運搬先における荷卸しまで、法令に基づき適正に処理する責任を負うものとする。また、この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、委託者から必要な指示を受け、自己の責任において処理し損害を負担しなければならない。ただし、その原因が委託者の責に帰する理由による場合においては、この限りでない。

1 6 契約が解除された場合の取扱い

契約が解除された場合の処理されない産業廃棄物の取扱いについて、その契約解除が委託者の責めに帰すべき理由による場合は委託者の、受託者の責めに帰すべき理由による場合は受託者の責任において、関係法令に従い適正に処分するものとする。

別紙 2 1 産業廃棄物処分業務

1 業務概要

受託者は下水道管理者（委託者）の補助者として、焼却灰および廃砂（以下「産業廃棄物」という。）の処分業務を行う。

2 対象業務

辻堂浄化センターの下水汚泥焼却時に発生する産業廃棄物を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、適正に処理するものとする。

3 受託者の資格条件

受託者又は下水道管理者（委託者）の補助者としての受託者が委託する産業廃棄物処分業者（以下「受託者等」という。）が、業務を行うにあたり必要な資格条件は次のとおりとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 6 項又は第 1 4 条の 2 第 1 項による許可を受けていること。

4 契約関係

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条に規定する事業者は受託者とする。
- (2) 受託者は下水道管理者（委託者）の補助者として、本業務を産業廃棄物処分業者へ委託することができる。
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の排出者は藤沢市とする。

5 受託者等の業務範囲

受託者等の業務範囲は次のとおりとし、受託者はこの業務を履行するために必要な許可証等の写しを委託者に提出すること。その場合において、許可事項に変更が生じたときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証等の写しを委託者に提出するものとする。

6 処分の場所、方法及び処理能力

受託者は、委託された産業廃棄物を事業実施計画書に記載のとおり処分するものとする。

7 産業廃棄物に関する情報

委託者が、受託者に処分を委託する産業廃棄物の情報は、次のとおりである。

(1) 焼却灰

ア 名称	乾燥灰
イ 種類	ばいじん
ウ 発生工程	下水汚泥焼却時に発生した焼却灰
エ 性状	固型物、乾燥した灰
オ 臭気等	無臭
カ 荷姿	バラ
キ 処分数量 (概算)	乾燥灰処分 750 t/年

(2) 廃砂

ア 名称	廃砂
イ 種類	燃え殻
ウ 発生工程	下水汚泥焼却時に発生する、焼却炉砂余剰分
エ 性状	砂
オ 臭気等	無臭
カ 荷姿	バラ (フレコンパック詰め)
キ 排出数量 (概算)	35 t/年

8 産業廃棄物に関する情報の変更

受託者は、**第7項**の産業廃棄物に関する情報で性状等に変更が生じた場合には、文書にて委託者に報告するものとする。

9 産業廃棄物の運搬

委託者が排出した産業廃棄物を、**第6項**の指定する事業場まで運搬、荷卸しする者 (以下「収集・運搬業者」という。) は受託者又は下水道管理者 (委託者) の補助者としての受託者が委託する産業廃棄物運搬業者とする。

10 処分数量の確定

産業廃棄物の処分数量は、委託者の所有する計量設備により計量した数量とし、トン表示で小数第2位までを取扱い数値とする。

ただし、委託者の所有する計量設備が使用不可能な場合は、受託者等の所有する計量設備により計量した数量とする。

1 1 保管

受託者等は、**第6項**の指定する事業場以外では、委託者から委託された産業廃棄物の保管を行わないものとする。**第6項**の事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

1 2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

受託者等は、処分業務が終了したときは、以下のいずれかの方法により報告を行わなければならない。

(1) 紙マニフェストの場合

産業廃棄物の搬入の際に**第9項**の収集・運搬業者から回付された産業廃棄物管理票に必要事項を記入し、その写しを委託者及び収集・運搬業者に送付する。

(2) 電子マニフェストの場合

電子マニフェストに必要事項を入力して情報処理センターに報告する。

1 3 適正処理及び損害の負担

受託者は、**第9項**の収集・運搬業者が産業廃棄物の荷卸しを終了したときから処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負うものとする。また、この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、委託者から必要な指示を受け、自己の責任において処理し損害を負担しなければならない。ただし、その原因が委託者の責に帰する理由による場合においては、この限りでない。

1 4 契約が解除された場合の取扱い

契約が解除された場合の処理されない産業廃棄物の取扱いについて、その契約解除が委託者の責めに帰すべき理由による場合は委託者の責任において、受託者の責めに帰すべき理由による場合は受託者の責任において、関係法令に従い適正に処分するものとする。

別紙 2 2 作業環境測定業務

1 業務概要

「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年 1 月 10 日改正）及び「空気中のダイオキシン類濃度の測定方法」に基づく、焼却施設内におけるダイオキシン類についての作業環境測定を行う。

2 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

(1) 測定項目

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定される「ダイオキシン類」。

(2) 測定場所

1 号、2 号、3 号焼却炉灰ホッパー下の 3 か所とする。

(3) 測定回数

ア 1 号焼却炉灰ホッパー下は 1 回／年（11 月予定）

イ 2 号、3 号焼却炉灰ホッパー下は 2 回／年（同日測定とし、1 回目：8 月予定、2 回目：2 月予定）

(4) 測定日及び時間帯

灰ホッパーから灰搬出車両へ焼却灰を積込む作業がある時間帯に行うこと。

(5) 測定基準・方法

「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に示す「空気中のダイオキシン類濃度の測定方法」に基づき測定すること。

2 号、3 号焼却炉灰ホッパー下について、2 回目の測定は 1 回目の測定で得られた D 値を用いて算出する。

(6) 評価及び所見

測定結果に基づき、管理区域および保護具の区分を評価し、所見とともに報告すること。

3 安全・衛生対策

- (1) 調査及び測定従事者は袖等が機械類に巻き込まれないような服装をすること。
また、場内ではヘルメット等保護帽を着用し、焼却施設管理区域内においては法律で定められた保護具類を着用すること。
- (2) 試料採取場所は、大型車両のそばであるので、測定器具の設置場所は十分注意をすること。
- (3) 施設内では稼働している機械設備があるため注意すること。また、足元の配管等に注意をすること。

(4) 暑熱対策

試料採取場所は暑くなることもあるので、水分・休息を多く取るなど暑熱対策を十分図り、従事者の健康管理に十分配慮すること。

4 材料等負担区分

本業務に使用する用具機材は保護具類を含めすべて受託者の負担とする。電気、水道、その他委託者が必要と認めたものについては委託者の負担とするが、その使用については極力節約に努め、必要最小限とすること。

別紙 2 3 ダイオキシン類等分析業務

1 業務概要

汚泥処理施設に係るダイオキシン類等分析業務を行う。

2 測定対象試料及び業務予定実施月

測定対象試料は別紙 2 3 - 1 「測定対象試料」とし、業務実施予定及び予定数量は、原則として別紙 2 3 - 1 「年間計画表」のとおりとする。

また、汚泥処理計画の変更等により計画に変更がでる場合はその都度変更した計画を委託者に提出する。

3 測定試料の採取、引渡し及び測定の着手

測定試料の採取は、受託者が行うものとする。受託者は、試料採取後試料の変質を避けるため速やかに測定に着手しなければならない。

汚泥焼却排ガスの採取に当たっては、呼吸用保護具（防塵マスク以上）、粉塵の付着しにくい保護衣及び保護靴を必ず着用すること。

なお、試料採取場所は、次のとおりとする。

		試料名	採取場所
辻堂浄化センター	(1)	焼却灰	灰ホッパー
	(2)	廃砂	砂冷却コンベヤ、砂搬出コンベヤ
	(3)	吸収冷却塔返流水	返流水配管
	(4)	焼却排ガス	汚泥焼却棟内N o. 1、N o. 2 及びN o. 3 焼却施設各自白煙防止装置後

4 測定項目及び測定方法

測定項目及び各項目の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 吸収冷却塔返流水

ダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。以下同様）

日本産業規格（以下「規格」という。）K0312工業用水・工場排水のダイオキシン類及びコプラナーPCBの測定方法による。

(2) 焼却灰、廃砂；ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成16年環境省告示第80号）に定める方法

(3) 焼却排ガス

ア ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）施行規則第2条第1項に定める方法

イ ガス組成

(ア) 一酸化炭素

規格K0098に定める方法

(イ) 二酸化炭素

規格K0301に定める方法

(ウ) 酸素

規格K0301に定める方法

(エ) 窒素

規格K0301に定める方法

(オ) 一酸化二窒素

規格K0110に定める方法。

(カ) 排ガス温度

規格Z8808に定める方法

(キ) 水分

規格Z8808に定める方法

ウ 排ガス流量（乾き流量及び湿り流量）

規格Z8808に定める方法

エ ばい煙

(ア) 硫黄酸化物

規格K0103に定める方法（イオンクロマトグラフ法に限る）

(イ) 二酸化硫黄

衛生試験法に定める方法

(ウ) ばいじん（ダスト）

規格Z8808に定める方法

(エ) カドミウム及びその化合物

規格K0083に定める方法

(オ) 塩化水素

規格K0107に定める方法

(カ) 鉛及び鉛化合物

規格K0083に定める方法

(キ) 窒素酸化物

規格K0104に定める方法

(ク) シアン化水素

規格K0109に定める方法

オ 有害金属

(ア) 砒素及びその化合物

規格K0083に定める方法

(イ) ガス状水銀及び粒子状水銀

排出ガス中の水銀測定法（平成28年環境省告示第94号）に定める方法

5 測定結果の報告

試料を採取した日から6週間以内に、測定の結果を濃度計量証明書によって委託者に報告しなければならない。ただし、計量法（平成4年法律第51号）の対象とならない測定項目の結果については、別途報告書によって報告すること。

報告に当たっては、定量下限値及び検出下限値を別途記載すること。定量下限値及び検出下限値については、別紙23-1に掲げる値以下であることを必要とする。

また、定量下限値を下回りかつ、検出下限値以上の分析値については、参考として報告すること。

なお、ダイオキシン類についてはクロマトグラムを含む詳細書を添付すること。また、ダイオキシン類（地下水を除く）については（汚包要）様式2-1「測定したダイオキシン類の構成」を提出すること。

ガス状水銀及び粒子状水銀については、大気汚染防止法施行規則様式第7の2の水銀濃度測定記録表の他、（汚包要）様式2-2「水銀濃度記録」を添付すること。

また、（汚包要）様式2-3-1～2「年報帳票」、（汚包要）様式2-4「賦課金帳票」についても結果を添付することとする。

提出部数は、紙媒体2部およびCD-R（PDFデータ及びExcelファイル（（汚包要）様式2-1～4、大気汚染防止法施行規則様式第7の2））1部とする。

6 精度管理

精度管理については、ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成12年11月14日（平成22年3月31日改訂）環境省）ほか関係マニュアル等に従うものとする。

別紙 2 3 - 1 測定対象試料、年間計画等

1 測定対象試料

測定試料名	測定項目	辻堂浄化センター
焼却排ガス	ダイオキシン類 ガス組成、 排ガス流量、 ばい煙、有害金属	○
焼却灰	ダイオキシン類	○
廃砂		○
吸収冷却塔返流水		○

2 年間計画表

測定試料名		測定項目	4~9月	10~3月	計
焼却灰	No.1	ダイオキシン類	1		1
	No.2		1		1
	No.3		1		1
廃砂	No.1		1		1
	No.2		1		1
	No.3		1		1
吸収冷却塔返流水	No.1		1		1
	No.2		1		1
	No.3		1		1
焼却排ガス	No.1	ダイオキシン類	1		1
		ガス組成	1	2	3
		排ガス流量	1	2	3
		ばい煙	1	2	3
		有害金属	1	1	2
	No.2	ダイオキシン類		1	1
		ガス組成	1	2	3
		排ガス流量	1	2	3
		ばい煙	1	2	3
		有害金属	1	1	2
	No.3	ダイオキシン類	1		1
		ガス組成	2	1	3
		排ガス流量	2	1	3
		ばい煙	2	1	3
		有害金属	2		2

注：No. 1、No. 2、No. 3 は、それぞれ No. 1 汚泥焼却炉、No. 2 汚泥焼却炉、No. 3 汚泥焼却炉を示す。

3 目標定量下限値一覧

測定項目	水質	焼却排ガス	焼却灰 廃砂 脱水汚泥
ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF) ポリ塩化ジベンゾ -パラ-ジオキシン(PCDD)	4,5塩化物: 0.3pg/L 6,7塩化物: 0.6pg/L 8塩化物: 1.5pg/L	4,5塩化物: 0.004ng/Nm ³ 6,7塩化物: 0.008ng/Nm ³ 8塩化物: 0.02ng/Nm ³	4,5塩化物: 1pg/g 6,7塩化物: 2pg/g 8塩化物: 5pg/g
コプラナーポリ塩化 ビフェニル(Co-planerPCB)	0.6 pg/L	0.007 ng/Nm ³	3 pg/g

ばい煙及び有害金属	目標定量下限値	目標検出下限値
硫黄酸化物	0.5 ppm	0.1 ppm
二酸化硫黄	0.5 ppm	0.1 ppm
ばいじん	0.001 g/Nm ³	0.0005 g/Nm ³
カドミウム及びその化合物	0.01 mg/Nm ³	0.005 mg/Nm ³
塩化水素	1 mg/Nm ³	0.5 mg/Nm ³
鉛及びその化合物	0.01 mg/Nm ³	0.005 mg/Nm ³
窒素酸化物	1 ppm	0.5 ppm
シアン化合物	0.5 ppm	0.1 ppm
一酸化二窒素	10 ppm	1 ppm
砒素及びその化合物	0.01 mg/Nm ³	0.005 mg/Nm ³
ガス状水銀	0.01 mg/Nm ³	0.005 mg/Nm ³
粒子状水銀	0.01 mg/Nm ³	0.005 mg/Nm ³

別紙 2 4 臭気測定業務

1 業務概要

汚泥処理施設に設置されている脱臭設備に係る臭気測定業務を行う。

2 用語

特定悪臭物質及び臭気指数とは、悪臭防止法（昭和 4 6 年法律第 9 1 号）第 2 条各項に規定するものをいう。

3 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

(1) 汚泥処理施設臭気測定業務

ア 汚泥処理施設に設置されている脱臭設備における処理前後の試料を採取及び試料に含まれるガスの臭気指数及びそれに含まれる特定悪臭物質（悪臭防止法施行令第 1 条第 1 号から第 5 号に規定する項目。以下同じ。）の測定

4 調査地点及び測定項目

調査地点の詳細は次のとおりとする。なお、測定項目等の詳細は、原則として「表臭気測定計画」のとおりとする。

(1) 脱臭設備臭気測定

次に掲げる各脱臭設備の処理施設導入口及び大気放出口

ア 汚泥処理施設脱臭設備（N o. 5 脱臭設備）

イ 3 号焼却炉脱臭設備（N o. 1 0 脱臭設備）

5 測定方法

測定方法は「表 臭気測定計画」のとおりとする。なお、臭気指数については試料採取当日に実施するものとし、特定悪臭物質については試料採取後速やかに（2 4 時間以内）測定に着手するものとする。

6 測定結果の報告

委託者に、試料の採取日が属する月の翌月末までに計量証明書等によって、測定結果を報告するものとする。提出部数は、紙媒体2部およびCD-R（PDFデータ）1部とする。

なお、報告に当たり臭気指数等についての報告下限値は、次のとおりとする。

(1) 臭気指数…10

その他項目については、報告書等に定量下限値を明記するものとする。

7 データの管理

臭気測定業務に関する各種データ（クロマトグラム類を含む）は、受託者において5年間保存すること。

表 臭気測定計画

	測定項目	測定方法	夏季(5~9月)		冬季(11~2月)		計
			入口	出口	入口	出口	
ア	アンモニア	昭和47年5月30日環境庁告示第9号「特定悪臭物質の測定の方法」に示す方法	○	○	○	○	6検体
イ	メチルメルカプタン		○	○	○	○	6検体
ウ	硫化水素		○	○	○	○	6検体
エ	硫化メチル		○	○	○	○	6検体
オ	二硫化メチル		○	○	○	○	6検体
カ	臭気指数	平成7年9月13日環境庁告示第63号「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に示す方法	○	○	○	○	6検体

対象設備：脱臭設備（2脱臭設備）

※ 3号炉焼却炉脱臭設備は稼働中に年1回測定

別紙 2 5 健全度調査業務

1 目的

ストックマネジメントにおける管理区分が状態監視保全としている設備を対象に健全度調査を実施するものである。

2 業務内容について

- (1) 調査対象設備及び調査項目は別紙 2 5-1 のとおりとし、調査を実施すること。
- (2) 実施計画については、業務実施計画書に記載し、提出するものとする。
- (3) (1) の調査結果をもとに、別紙 2 5-1 の評価判定表に基づき健全度を算出し、報告書を作成すること。
- (4) 報告書は任意書式とし、設備ごとに調査結果及び写真、健全度を記載すること。
- (5) 業務報告書は各年度 3 月末に提出すること。
- (6) 健全度調査業務実施周期を参考として以下に示すが別途調査周期について案がある場合、提案を可能とする。また、提案書に案を記載する場合は評価の対象となる。

表 健全度実施周期 (参考)

種別	項目	周期	R 5	R 6	R 7	R 8
脱水設備	1 系 No. 1 ケーキコンベヤ	1 年	○	○	○	
	1 系 No. 2 ケーキコンベヤ	1 年	○	○	○	
	2 系 No. 1 ケーキコンベヤ	1 年	○	○	○	
	2 系 No. 2 ケーキコンベヤ	1 年	○	○	○	
1 号 汚泥焼却設備	2 系 No. 3 ケーキコンベア	1 年		○	○	○
	No. 1-1 ケーキ定量フィーダ	3 年			○	
	No. 1-2 ケーキ定量フィーダ	3 年			○	
	No. 2-1 ケーキ定量フィーダ	3 年			○	
	No. 2-2 ケーキ定量フィーダ	3 年			○	
	No. 1 ケーキ投入コンベア	3 年			○	
	No. 2 ケーキ投入コンベア	3 年			○	
	No. 4-1 ケーキ投入コンベア	3 年			○	

種別	項目	周期	R 5	R 6	R 7	R 8
	No. 4-2 ケーキ投入コンベア	3年			○	
	バーナブロワ	2年		○		○
	流動ブロワ	2年		○		○
	空気予熱器冷却ブロワ	2年		○		○
	No. 1 灰コンベア	3年			○	
	No. 2 灰コンベア	3年			○	
	白煙防止ファン	2年		○		○
	排ガスファン	2年		○		○
	1系 No. 3 ケーキコンベヤ	1年		○	○	○
	2系 No. 4 ケーキコンベヤ	1年		○	○	○
	2系 No. 5 ケーキコンベヤ	1年		○	○	○
	ケーキ中継ホッパ	1年		○	○	○
2号 汚泥焼却設備	流動ブロワ	1年	○	○	○	
	昇圧ブロワ	1年	○	○	○	
	白煙防止ファン	1年	○	○	○	
	排ガスファン	1年	○	○	○	
	No. 1 灰コンベヤ	1年		○	○	○
	定量フィーダ	1年		○	○	○
	2号炉空気予熱器冷却ブロワ	1年	○	○	○	
	2号炉 No. 2 灰コンベヤ	1年		○	○	○
3号 汚泥焼却設備	定量フィーダ	1年		○	○	○
	ケーキ受入ホッパ	1年		○	○	○
	バーナブロワ	1年	○	○	○	
	流動ブロワ	1年	○	○	○	
	空気予熱器冷却ブロワ	1年	○	○	○	
	白煙防止ファン	1年	○	○	○	
	灰コンベヤ	1年		○	○	○
	排ガスファン	1年	○	○	○	

別紙 25-1 健全度調査対象設備及び調査項目

対 象 設 備		点 検 項 目		
1 系焼却設備				
8003	2 系 No.3 ケーキコンベア		ケーシング (内外部)	腐食・変形状態
	型式	スパイラルコンベヤ	スパイラル	摩耗・腐食・変形状態・羽根の高さ測定
	主寸法	φ420×14,200	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	容量	10t/h	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	材質	SUS304, スパイラル:特殊高張圧鋼		
	電動機	5.5kW		
8004	No.4-1 ケーキコンベア		フレーム	腐食・変形状態
	型式	ベルトスケールコンベヤ	プーリー	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	600×7,267	ローラー	摩耗・腐食・変形状態
	容量	10t/h	ベルト	摩耗・変形状態確認
	材質	SS400, コーム	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	電動機	1.5kW	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
8005	No.4-2 ケーキコンベア		フレーム	腐食・変形状態
	型式	ベルトスケールコンベヤ	プーリー	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	600×7,267	ローラー	摩耗・腐食・変形状態
	容量	10t/h	ベルト	摩耗・変形状態確認
	材質	SS400, コーム	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	電動機	1.5kW	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
8006	No.1-1 ケーキ定量フィーダ		貯槽 (内外部)	腐食・変形・漏れ状態点検
	型式	角槽マルチスクリーフィーダ	切出しケーシング	摩耗・腐食・変形状態・板厚測定
	主寸法	2,700×5,000×3,500	スクリーン	摩耗・腐食・変形状態
	容量	40m ³ , 0.25~1t/h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400+タルエポ	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	電動機	5.5kW		
8007	No.1-2 ケーキ定量フィーダ		貯槽 (内外部)	腐食・変形・漏れ状態点検
	型式	角槽マルチスクリーフィーダ	切出しケーシング	摩耗・腐食・変形状態・板厚測定
	主寸法	2,700×5,000×3,500	スクリーン	摩耗・腐食・変形状態
	容量	40m ³ , 0.25~1t/h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400+タルエポ	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	電動機	5.5kW		
8008	No.2-1 ケーキ定量フィーダ		貯槽 (内外部)	腐食・変形・漏れ状態点検
	型式	角槽マルチスクリーフィーダ	切出しケーシング	摩耗・腐食・変形状態・板厚測定
	主寸法	2,700×5,000×3,500	スクリーン	摩耗・腐食・変形状態
	容量	40m ³ , 0.25~1t/h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400+タルエポ	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	電動機	5.5kW		
8009	No.2-2 ケーキ定量フィーダ		貯槽 (内外部)	腐食・変形・漏れ状態点検
	型式	角槽マルチスクリーフィーダ	切出しケーシング	摩耗・腐食・変形状態・板厚測定
	主寸法	2,700×5,000×3,500	スクリーン	摩耗・腐食・変形状態
	容量	40m ³ , 0.25~1t/h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400+タルエポ	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	電動機	5.5kW		

対 象 設 備			点 検 項 目	
1 系焼却設備				
8010	No. 1 ケーキ投入コンベア		ケーシング (内外部)	腐食・変形状態
	型式	スパイラルコンベヤ	スパイラル	摩耗・腐食・変形状態・羽根の高さ測定
	主寸法	φ355×8,800	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	容量	5.0t/h	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	材質	SUS304, スパイラル:特殊高張圧鋼		
	電動機	2.2kW		
8011	No. 2 ケーキ投入コンベア		ケーシング	摩耗・腐食・変形状態・板厚測定
	型式	ケースコンベヤ	主務チェーン	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	3,500×7,500	主務スプロケット	摩耗・腐食・変形状態
	容量	5.0t/h	フライト	摩耗・腐食・変形状態
	材質	SUS304	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	電動機	2.2kW	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
8012	No. 3 ケーキ投入コンベア		フレーム	腐食・変形状態
	型式	ベルトスケールコンベヤ	プーリー	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	600×19,000	ローラー	摩耗・腐食・変形状態
	容量	5.0t/h	ベルト	摩耗・変形状態確認
	材質	SS400, コム	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	電動機	1.5kW	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
8013	No. 4-1 ケーキ投入コンベア		ケーシング (内外部)	腐食・変形状態
	型式	スパイラルコンベヤ	スパイラル	摩耗・腐食・変形状態・羽根の高さ測定
	主寸法	φ355×7,500 φ355×7,000	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	容量	5.0t/h	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	材質	SUS304, スパイラル:特殊高張圧鋼		
	電動機	2.2kW		
8014	No. 4-2 ケーキ投入コンベア		ケーシング (内外部)	腐食・変形状態
	型式	スパイラルコンベヤ	スパイラル	摩耗・腐食・変形状態・羽根の高さ測定
	主寸法	φ355×7,500 φ355×7,000	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	容量	5.0t/h	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	材質	SUS304, スパイラル:特殊高張圧鋼		
	電動機	2.2kW		
8018	流動砂コンベア		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	スクレーコンベヤ	スクレー	摩耗・腐食・変形状態・羽根の厚さ測定
	主寸法	φ295×2,480	シャフト	摩耗・腐食・変形状態
	容量	5.0t/h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	電動機	2.2kW		
8020	焼却炉		本体 (内外部)	摩耗・腐食・変形状態・耐火物の状態
	型式	流動層焼却炉	分散板	摩耗・変形状態
	主寸法	LD3, 600×9,100H	プレナム室	腐食・変形状態
	容量	60t/日	各熱電対	摩耗・変形状態
	材質	SS41		

対 象 設 備			点 検 項 目	
1 系焼却設備				
8023	砂冷却コンベア		ケーシング	腐食・変形・漏れ状態
	型式	ジャケット付スクローコンベヤ	スクロー	摩耗・腐食・変形状態・羽根の厚さ測定
	主寸法	400A×2, 657	シャフト	摩耗・腐食・変形状態
	容量	100～300kg/h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS41/SUS401	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	電動機	0.75kW		
8024	砂コンベア		ケーシング	腐食・変形・漏れ状態
	型式	ジャケット付スクローコンベヤ	スクロー	摩耗・腐食・変形状態・羽根の厚さ測定
	主寸法	400A×3, 000	シャフト	摩耗・腐食・変形状態
	容量	100～300kg/h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SUS304	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	電動機	0.75kW		
8025	空気予熱器		本体(内外部)	摩耗・腐食・変形状態・耐火物の状態
	型式	管板冷却式シェルアンドチューブ方式	伝熱チューブ・チューブシート	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	φ1600×9765+φ1010×8765		
	容量	交換熱量 3051MJ/hr		
	材質	SUS301S/SUS304/SS400		
8026	バーナブロワ		ケーシング	腐食・変形状態
	形式	ターボファン	インペラ	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	200A×200A	動力伝達装置	摩耗・腐食・変形状態
	容量	37.0Nm ³ /min (at 20℃)	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SUS304	運転状態確認	振動測定・軸受温度測定
	電動機	7.5kW		
8027	流動ブロワ		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	多段ターボブロワ	インペラ	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	300A×300A	動力伝達装置	摩耗・腐食・変形状態
	容量	84.0Nm ³ /min (at 20℃)	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SUS304	運転状態確認	振動測定・軸受温度測定
	電動機	100kW		
8028	空気予熱器冷却ブロワ		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	ターボブロワ	インペラ	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	200A×150A	動力伝達装置	摩耗・腐食・変形状態
	容量	16Nm ³ /min×6kPa	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SUS304	運転状態確認	振動測定・軸受温度測定
	電動機	3.7kW		
8029	灰集塵機		サイクロン	摩耗・腐食・変形・漏れ状態
	型式	2 段式 2 筒型サイクロン	ダブリングタンバ	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	1 段目 φ1,030×H7,830	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
		2 段目 φ960×H6,630	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	容量	排ガス処理量 7,200Nm ³ /h		
	材質	SUS304+内面キャストアル		
電動機	ダブリングタンバ 0.2kw×2			

対 象 設 備			点 検 項 目	
1 系焼却設備				
8030	灰冷却コンベヤ		ケーシング	腐食・変形・漏れ状態
	型式	ジャケット付スクローコンベヤ	スクロー	摩耗・腐食・変形状態・羽根の厚さ測定
	主寸法	φ 300×6, 410	シャフト	摩耗・腐食・変形状態
	容量	600 kg/h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SUS304, ジャケット SS400	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	電動機	2. 2kW		
8031	No. 1 灰コンベア		ケーシング	摩耗・腐食・変形状態・板厚測定
	型式	ケースコンベヤ	主務チェーン	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	5, 850×12, 297	主務スプロケット	摩耗・腐食・変形状態
	容量	600 kg/h	フライト	摩耗・腐食・変形状態
	材質	SS400, チェーン SUS304	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	電動機	2. 2kW	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
8032	灰振分コンベヤ		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	スクローコンベヤ	スクロー	摩耗・腐食・変形状態・羽根の厚さ測定
	主寸法	φ 250×5, 000	シャフト	摩耗・腐食・変形状態
	容量	600Kg/h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	電動機	1. 5kW		
8035	No. 2 灰コンベア		ケーシング	摩耗・腐食・変形状態・板厚測定
	型式	ケースコンベヤ	主務チェーン	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	8, 300×13, 145	主務スプロケット	摩耗・腐食・変形状態
	容量	5t/h	フライト	摩耗・腐食・変形状態
	材質	SS400, チェーン SUS304	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	電動機	5. 5kW	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
8036	No. 3 灰コンベア		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	スクローコンベヤ	スクロー	摩耗・腐食・変形状態・羽根の厚さ測定
	主寸法	φ 290×3, 250	シャフト	摩耗・腐食・変形状態
	容量	5t/h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	電動機	2. 2kW		
8038	灰加湿器		ケーシング	腐食・変形・漏れ状態
	型式	ハンドル式コンベヤ	ハンドル	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	φ 476×5, 400 (2 軸)	シャフト	摩耗・腐食・変形状態
	容量	10t/h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	電動機	11kw		
8042	白煙防止熱交換器		シェル	腐食・変形・漏れ状態
	型式	向流プレート形(直交向流 2 パス)	プレート	腐食・変形状態
	主寸法	伝熱面積 60 m ²		
	容量	交換熱量 32×10 ⁴ kcal/h		
	材質	SS400+SUS304		

対 象 設 備			点 検 項 目	
1 系焼却設備				
8051	電気集塵機		放電線	腐食・変形状態
	型式	湿式垂直流形	集塵板	腐食・変形状態
	主寸法	2,150×2,150×11,750	直流電源装置	腐食・変形状態・絶縁油試験
	容量	排ガス処理量 5,600Nm ³ /h	ケーシング	腐食・変形・漏れ状態
	材質	SUS316L		
8052	白煙防止ファン		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	片吸込型ターボファン	インペラ	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	φ380	動力伝達装置	摩耗・腐食・変形状態
	容量	70m ³ /min, 200mmAq	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400	運転状態確認	振動測定・軸受温度測定
	電動機	5.5kW		
8053	排ガスファン		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	多段ターボブロワ	インペラ	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	400A×350A	動力伝達装置	摩耗・腐食・変形状態
	容量	120Nm ³ /min (at 20°C)	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	YUS170	運転状態確認	振動測定・軸受温度測定
電動機	45kW			
8058	1系 No. 3 ケーキコンベヤ		ケーシング (内外部)	腐食・変形状態
	型式	スパイラルコンベヤ	スパイラル	摩耗・腐食・変形状態・羽根の高さ測定
	主寸法	φ420×18,125	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	容量	10t/h	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	材質	SUS304, スパイラル:特殊高張圧鋼		
電動機	5.5kW			
8060	2系 No. 4 ケーキコンベヤ		ケーシング (内外部)	腐食・変形状態
	型式	スパイラルコンベヤ	スパイラル	摩耗・腐食・変形状態・羽根の高さ測定
	主寸法	φ420×3,600	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	容量	10t/h	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	材質	SUS304, スパイラル:特殊高張圧鋼		
電動機	5.5kW			
8061	2系 No. 5 ケーキコンベヤ		ケーシング	摩耗・腐食・変形状態・板厚測定
	型式	ケースコンベヤ	主務チェーン	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	1,250×7658×7856	主務スプロケット	摩耗・腐食・変形状態
	容量	10.0t/h	フリット	摩耗・腐食・変形状態
	材質	SUS304・SS400	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
電動機	3.7kW	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態	
8062	ケーキ中継ホッパー		貯槽 (内外部)	腐食・変形・漏れ状態点検
	型式	下部スクリュウ排出式	切出しケーシング	摩耗・腐食・変形状態・板厚測定
	主寸法	2,700×2,650×4,240	スクリュウ	摩耗・腐食・変形状態
	容量	13m ³ , 4m ³ /h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SUS304・SS400	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
電動機	5.5kW×2台			
8085	排ガスダクト		焼却炉出口～空気予熱器入口間	
	型式	円筒ダクト	本体	外観変形状態・板厚測定
	主寸法	φ1,200×6t (内径 φ800)		
	材質	SS41 (内面キヤタ 200t)		

対 象 設 備			点 検 項 目	
2系焼却設備				
8164	No. 4-3 ケーキコンベヤ		フレーム	腐食・変形状態
	型式	ベルトコンベヤ	プーリー	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	600×7, 168	ローラー	摩耗・腐食・変形状態
	容量	10t/h	ベルト	摩耗・変形状態確認
	材質	SS400, ゴム	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	電動機	1.5kW	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
8165	No. 4-4 ケーキコンベヤ		フレーム	腐食・変形状態
	型式	ベルトコンベヤ	プーリー	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	600×7, 168	ローラー	摩耗・腐食・変形状態
	容量	10t/h	ベルト	摩耗・変形状態確認
	材質	SS400, ゴム	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	電動機	1.5kW	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
8173	2号焼却炉		炉本体(内外部)	摩耗・腐食・変形状態・耐火物の状態
	型式	流動床式(自立形)	分散板	摩耗・変形状態
	主寸法	φ3700×10800H	プレナム室	腐食・変形状態
	容量	60t/d	各熱電対	摩耗・変形状態
	材質	SS41		
8179	砂冷却コンベヤ		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	ジャケット付スクリーンコンベヤ	スクリーン	摩耗・腐食・変形状態・羽根の厚さ測定
	主寸法	φ400×3, 657	シャフト	摩耗・腐食・変形状態
	容量	0.3t/h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SUS304	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	電動機	0.75kW		
8182	流動ブロワ		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	多段ターボファン	インペラ	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	φ400×φ350	動力伝達装置	摩耗・腐食・変形状態
	容量	95m ³ /m×3, 800mmAq	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SUS304	運転状態確認	振動測定・軸受温度測定
	電動機	110kW		
8183	昇圧ブロワ		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	ターボファン	インペラ	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	φ200	動力伝達装置	摩耗・腐食・変形状態
	容量	40m ³ /m×500mmAq	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SUS304	運転状態確認	振動測定・軸受温度測定
	電動機	7.5kW		
8185	白煙防止ファン		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	ターボファン	インペラ	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	φ400	動力伝達装置	摩耗・腐食・変形状態
	容量	120m ³ /m×200mmAq	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400	運転状態確認	振動測定・軸受温度測定
	電動機	7.5kW		

対 象 設 備			点 検 項 目	
2系焼却設備				
8191	電気集塵機		放電線	腐食・変形状態
	型式	湿式垂直流形	集塵板	腐食・変形状態
	主寸法	2,100×2,100×13,000	直流電源装置	腐食・変形状態・絶縁油試験
	容量	排ガス処理量 5,600Nm ³ /h	ケーシング	腐食・変形・漏れ状態
	材質	SUS316L		
8192	排ガスファン		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	ターボファン	インペラ	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	φ450	動力伝達装置	摩耗・腐食・変形状態
	容量	120Nm ³ /h×8.8kPa	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SUS316L	運転状態確認	振動測定・軸受温度測定
	電動機	55kW		
8194	灰集塵機		サイクロン	摩耗・腐食・変形・漏れ状態
	型式	1段式2筒型サイクロン	ダブリング	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	1段目 φ1,030×H8,000	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	容量	排ガス処理量 6,900Nm ³ /h	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	材質	高張力鋼＋内面キャスト		
電動機	ダブリング 0.1kw×2			
8195	灰冷却コンベヤ		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	ジャケット付スクレーコンベヤ	スクルー	摩耗・腐食・変形状態・羽根の厚さ測定
	主寸法	φ300×4,975	シャフト	摩耗・腐食・変形状態
	容量	0.5t/h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SUS304,ジャケットSS400	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
電動機	2.2kW			
8196	No.1灰コンベヤ		ケーシング	摩耗・腐食・変形状態・板厚測定
	型式	ケースコンベヤ	主務チェーン	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	250×15,000	主務スプロケット	摩耗・腐食・変形状態
	容量	0.5t/h	フライト	摩耗・腐食・変形状態
	材質	SS400,チェーンSUS304	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
電動機	2.2kW	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態	
8601	定量フィーダ		貯槽（内外部）	腐食・変形・漏れ状態点検
	型式	角槽マルチスクルーフィーダー	切出しケーシング	摩耗・腐食・変形状態・板厚測定
	主寸法	2,700×5,000×3,200	スクルー	摩耗・腐食・変形状態
	容量	40m ³ , 0.25～1t/h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400＋ターコボ	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
電動機	5.5kW			
8624	2号炉流動砂コンベヤ		ケーシング	腐食・変形・漏れ状態
	型式	スクルーコンベヤ	スクルー	摩耗・腐食・変形状態・羽根の厚さ測定
	主寸法	φ295×2,900	シャフト	摩耗・腐食・変形状態
	容量	5t/h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
電動機	2.2kW			

対 象 設 備			点 検 項 目	
2系焼却設備				
8625	2号炉空気予熱器		本体(内外部)	摩耗・腐食・変形状態・耐火物の状態
	型式	シェルアト ^ド チューブ ^{方式} (2搭)	伝熱チューブ [・] チューブ ^{シート}	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	φ1,600+φ1,000×9,915L		
	容量	交換熱量 3,115MJ/hr		
	材質	SUS304		
8626	2号炉空気予熱器冷却ブロワ		ケーシング ^ク	腐食・変形状態
	型式	ターボ ^{ブロワ}	インペ ^ラ	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	φ150	動力伝達装置	摩耗・腐食・変形状態
	容量	15m ³ /min×6.0kPa	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SUS304	運転状態確認	振動測定・軸受温度測定
	電動機	3.7kW		
8627	2号炉白煙防止熱交換器		シェル	腐食・変形・漏れ状態
	型式	向流 ^{プレート} 形	プレ ^{ート}	腐食・変形状態
	主寸法	伝熱面積 60m ²		
	容量	交換熱量 28×10 ⁴ m ³ /h		
材質	SS400, エLEMENT SUS304			
8628	2号炉 No. 2 灰コンベヤ		ケーシング ^ク	摩耗・腐食・変形状態・板厚測定
	型式	ケース ^{コンベヤ}	主務 ^{チェーン}	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	水平 12,880×垂直 12,400	主務 ^{スプロケット}	摩耗・腐食・変形状態
	容量	0.4t/h	フ ^{ライ} ト	摩耗・腐食・変形状態
	材質	SS400, チェン SCM43	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	電動機	2.2kW	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
8629	2号炉 No. 3 灰コンベヤ		ケーシング ^ク	腐食・変形状態
	型式	スク ^{ロー} コン ^{ベヤ}	スク ^{ロー}	摩耗・腐食・変形状態・羽根の厚さ測定
	主寸法	φ290×3,250	シャ ^{フト}	摩耗・腐食・変形状態
	容量	0.4t/h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
電動機	2.2kW			
8631	2号炉灰加湿機		ケーシング ^ク	腐食・変形・漏れ状態
	型式	パ ^{ドル} 式 ^{コンベヤ}	パ ^{ドル}	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	φ100×2,675(2軸)	シャ ^{フト}	摩耗・腐食・変形状態
	容量	2t/h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
電動機	5.5kw			
8632	排 ^{ガス} ダ ^{クト}		焼却炉出口～空気予熱器入口間	
	型式	円筒 ^{ダクト}	本体	外観変形状態・板厚測定
	主寸法	φ1,200×6t(内径 φ800)		
	材質	SS400(内面 ^{キャスト} 200t)		

対 象 設 備			点 検 項 目	
3系焼却設備				
8264	定量フィーダ		貯槽（内外部）	腐食・変形・漏れ状態点検
	型式	下部スクリー排出式	切出しケーシング	摩耗・腐食・変形状態・板厚測定
	主寸法	3,000×3,000×4,135	スクリー	摩耗・腐食・変形状態
	容量	15m ³ , 4m ³ /h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400+タールエボ [®]	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	電動機	7.5kW×2台		
8267	ケーキ受入ホッパ		貯槽（内外部）	腐食・変形・漏れ状態点検
	型式	下部スクリー排出式	切出しケーシング	摩耗・腐食・変形状態・板厚測定
	主寸法	4,000×4,000×7,011	スクリー	摩耗・腐食・変形状態
	容量	70m ³ , 4m ³ /h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400+タールエボ [®]	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	電動機	7.5kW×2台、2.2kW(開閉装置)		
8286	焼却炉		本体(内外部)	摩耗・腐食・変形状態・耐火物の状態
	型式	流動床式焼却炉	分散管	摩耗・変形状態
	主寸法	φ1800×H13,100	流動空気ヘッダー	摩耗・変形・漏れ・状態
	容量	70t/日	各熱電対	摩耗・変形状態
	材質	SS400		
8291	バーナブロワ		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	ターボファン	インペラ	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	300A×300A	動力伝達装置	摩耗・腐食・変形状態
	容量	60m ³ /m×6.0kPa	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400	運転状態確認	振動測定・軸受温度測定
	電動機	11kW		
8294	砂搬出コンベヤ		ケーシング	摩耗・腐食・変形状態・板厚測定
	型式	ケーコンベヤ	主務チェーン	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	3.8mL×13.2mH	主務スプロケット	摩耗・腐食・変形状態
	容量	3.0t/hr	バケット	摩耗・腐食・変形状態
	材質	SS400	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	電動機	3.7kW	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
8297	空気予熱器		本体(内外部)	摩耗・腐食・変形状態・耐火物の状態
	型式	シェルアクト [®] チューブ [®] 式	伝熱チューブ・チューブシート	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	φ1300×12310		
	容量	交換熱量約3800MJ/hr		
	材質	SUS310S/SUS304/SUS309S		
8298	流動ブロワ		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	多段ターボブロワ	インペラ	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	400A	動力伝達装置	摩耗・腐食・変形状態
	容量	130m ³ /m×35kPa	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SUS304	運転状態確認	振動測定・軸受温度測定
	電動機	120kW		

対 象 設 備			点 検 項 目	
3系焼却設備				
8299	空気予熱器冷却ファン		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	ターボブロワ	インペラ	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	200A×150A	動力伝達装置	摩耗・腐食・変形状態
	容量	17m ³ /m×6.0kPa	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SUS304	運転状態確認	振動測定・軸受温度測定
	電動機	5.5kW		
8300	白煙防止予熱器		本体(内外部)	摩耗・腐食・変形状態
	型式	シェル&チューブ型	伝熱チューブ・チューブシート	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	φ1200×9570		
	容量	交換熱量約2300MJ/hr		
	材質	SUS304		
8301	白煙防止ファン		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	ターボブロワ	インペラ	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	450A×400A	動力伝達装置	摩耗・腐食・変形状態
	容量	160m ³ /m×6.0kPa	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400	運転状態確認	振動測定・軸受温度測定
	電動機	30kW		
8302	サイクロン		サイクロン	摩耗・腐食・変形・漏れ状態
	型式	2筒式サイクロン	ダブルダンパ	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	1次φ1,030,2次φ960	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	容量	排ガス処理量 8,000Nm ³ /h	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	材質	SUS304+内面キャスト		
	電動機	ダブルダンパ 0.1kw×4		
8303	灰コンベヤ		ケーシング	摩耗・腐食・変形状態・板厚測定
	型式	ケースコンベヤ	主務チェーン	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	11.4mL×12.9mH	主務スプロケット	摩耗・腐食・変形状態
	容量	0.5t/hr	フライト	摩耗・腐食・変形状態
	材質	SS400	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	電動機	2.2kW	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
8305	灰加湿機		ケーシング	腐食・変形・漏れ状態
	型式	パドル式	パドル	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	φ500×5,000L	シャフト	摩耗・腐食・変形状態
	容量	10t/hr	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SS400	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	電動機	11kW		
8313	湿式電気集塵機		放電線	腐食・変形状態
	型式	立型湿式電気集塵機	集塵板	腐食・変形状態
	主寸法	2,150×2,150×12,350	直流電源装置	腐食・変形状態・絶縁油試験
	容量	排ガス処理量4,800Nm ³ /h	ケーシング	腐食・変形・漏れ状態
	材質	SUS316L		

対象設備			点検項目	
3系焼却設備				
8314	排ガスファン		ケーシング	腐食・変形状態
	型式	プレートファン	インペラ	摩耗・腐食・変形状態
	主寸法	400A	動力伝達装置	摩耗・腐食・変形状態
	容量	130m ³ /m×12.0kPa	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	SUS316L	運転状態確認	振動測定・軸受温度測定
	電動機	55kW		
8542	排ガスダクト		焼却炉出口～空気予熱器入口間	
	型式	円筒ダクト	本体	外観変形状態・板厚測定
	主寸法	φ1,500×6t(内径 φ900)		
	材質	SS400(内面キャスト 200t)		
脱水設備				
7112	No.1汚泥脱水機		フィルタ	腐食・変形状態
	型式	高効率型回転加圧式脱水機	回転フレーム	腐食・変形状態
	主寸法	フィルタ径φ900×4	プロキユレータ	腐食・変形状態
	容量	ろ過速度 165kg-DS/m ² ・h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	フィルタ SUS316L, 回転フレーム SCS13	駆動装置	腐食・変形・漏れ・動作状態
	電動機	脱水機 11kW, プロキユレータ 2.2kW		
7113	No.2汚泥脱水機		フィルタ	腐食・変形状態
	型式	高効率型回転加圧式脱水機	回転フレーム	腐食・変形状態
	主寸法	フィルタ径φ900×4	プロキユレータ	腐食・変形状態
	容量	ろ過速度 165kg-DS/m ² ・h	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	材質	フィルタ SUS316L, 回転フレーム SCS13	駆動装置	腐食・変形・漏れ・動作状態
	電動機	脱水機 11kW, プロキユレータ 2.2kW		
7114	No.3汚泥脱水機		本体フレーム	腐食・変形状態
	型式	ベルトプレスろ過機(標準型)	凝集混和槽	腐食・変形状態
	主寸法	濾布巾 3m	受皿	腐食・変形状態
	容量	ろ過速度 120kg-DS/m ² ・h	ロール	摩耗・腐食・変形状態
	材質	STKR41, SUS304	防臭カバー	腐食・変形状態
	電動機	ろ布駆動 3.7kW, 混和槽 1.5kW フィード装置 0.4kW	電動機 駆動装置	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定 摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
7115	No.4汚泥脱水機		本体フレーム	腐食・変形状態
	型式	ベルトプレスろ過機(標準型)	凝集混和槽	腐食・変形状態
	主寸法	濾布巾 3m	受皿	腐食・変形状態
	容量	ろ過速度 120kg-DS/m ² ・h	ロール	摩耗・腐食・変形状態
	材質	STKR41, SUS304	防臭カバー	腐食・変形状態
	電動機	ろ布駆動 3.7kW, 混和槽 1.5kW フィード装置 0.4kW	電動機 駆動装置	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定 摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態

調査機器			調査項目	
脱水設備				
7116	No. 5 汚泥脱水機		本体フレーム	腐食・変形状態
	型式	ベルトプレスろ過機(標準型)	凝集混和槽	腐食・変形状態
	主寸法	濾布巾 3m	受皿	腐食・変形状態
	容量	ろ過速度 120kg-DS/m・h	ロール	摩耗・腐食・変形状態
	材質	STKR41, SUS304	防臭カバー	腐食・変形状態
	電動機	ろ布駆動 3.7kW, 混和槽 1.5kW フィード装置 0.4kW	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
		駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態	
7117	No. 6 汚泥脱水機		本体フレーム	腐食・変形状態
	型式	ベルトプレスろ過機(標準型)	凝集混和槽	腐食・変形状態
	主寸法	濾布巾 3m	受皿	腐食・変形状態
	容量	ろ過速度 120kg-DS/m・h	ロール	摩耗・腐食・変形状態
	材質	STKR41, SUS304	防臭カバー	腐食・変形状態
	電動機	ろ布駆動 3.7kW, 混和槽 1.5kW フィード装置 0.4kW	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
		駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態	
7118	1系 No. 1 ケーキコンベア		ケーシング(内外部)	腐食・変形状態
	型式	スパイラルコンベヤ	スパイラル	摩耗・腐食・変形状態・羽根の高さ測定
	主寸法	φ420×18,600	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	容量	10t/h	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	材質	SUS304, スパイラル:特殊高張圧鋼		
	電動機	5.5kW		
7119	1系 No. 2 ケーキコンベア		ケーシング(内外部)	腐食・変形状態
	型式	スパイラルコンベヤ	スパイラル	摩耗・腐食・変形状態・羽根の高さ測定
	主寸法	φ420×9,000	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	容量	10t/h	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	材質	SUS304, スパイラル:特殊高張圧鋼		
	電動機	5.5kW		
7120	2系 No. 1 ケーキコンベア		ケーシング(内外部)	腐食・変形状態
	型式	スパイラルコンベヤ	スパイラル	摩耗・腐食・変形状態・羽根の高さ測定
	主寸法	φ420×18,600	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	容量	10t/h	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	材質	SUS304, スパイラル:特殊高張圧鋼		
	電動機	5.5kW		
7121	2系 No. 2 ケーキコンベア		ケーシング(内外部)	腐食・変形状態
	型式	スパイラルコンベヤ	スパイラル	摩耗・腐食・変形状態・羽根の高さ測定
	主寸法	φ420×7,817	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	容量	10t/h	駆動装置	摩耗・腐食・変形・漏れ・動作状態
	材質	SUS304, スパイラル:特殊高張圧鋼		
	電動機	5.5kW		

調 査 機 器			調 査 項 目	
汚泥貯留設備				
7273	No.1 ケーキ圧送ポンプ		本体	腐食・変形状態
	型式	一軸偏心ポンプ	ニータ	腐食・変形状態
	主寸法	φ200	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	容量	4m ³ /h×1.6Mpa	駆動装置	腐食・変形・漏れ・動作状態
	材質	SUS304		
	電動機	22kW+11kW		
7274	No.2 ケーキ圧送ポンプ		本体	腐食・変形状態
	型式	一軸偏心ポンプ	ニータ	腐食・変形状態
	主寸法	φ200	電動機	腐食・動作状態・絶縁抵抗測定
	容量	4m ³ /h×1.6Mpa	駆動装置	腐食・変形・漏れ・動作状態
	材質	SUS304		
	電動機	22kW+11kW		
用水設備				
7312	No.1 砂ろ過機		本体	腐食・変形状態
	型式	移床式上向流連続砂ろ過器	配管	腐食・変形状態
	主寸法	2000φ×3200H		
	容量	36m ³ /h		
	材質	SUS304		
7313	No.2 砂ろ過機		本体	腐食・変形状態
	型式	移床式上向流連続砂ろ過器	配管	腐食・変形状態
	主寸法	2000φ×3200H		
	容量	36m ³ /h		
	材質	SUS304		
7314	No.3 砂ろ過機		本体	腐食・変形状態
	型式	移床式上向流連続砂ろ過器	配管	腐食・変形状態
	主寸法	2000φ×3200H		
	容量	36m ³ /h		
	材質	SUS304		
7315	No.4 砂ろ過機		本体	腐食・変形状態
	型式	移床式上向流連続砂ろ過器	配管	腐食・変形状態
	主寸法	2000φ×3200H		
	容量	36m ³ /h		
	材質	SUS304		
7316	No.5 砂ろ過機		本体	腐食・変形状態
	型式	移床式上向流連続砂ろ過器	配管	腐食・変形状態
	主寸法	2000φ×3200H		
	容量	36m ³ /h		
	材質	SUS304		

調 査 機 器			調 査 項 目	
用水設備				
7317	No.6 砂ろ過機		本体	腐食・変形状態
	型式	移床式上向流連続砂ろ過器	配管	腐食・変形状態
	主寸法	2000φ×3200H		
	容量	36m ³ /h		
	材質	SUS304		
7318	No.7 砂ろ過機		本体	腐食・変形状態
	型式	移床式上向流連続砂ろ過器	配管	腐食・変形状態
	主寸法	2000φ×3200H		
	容量	36m ³ /h		
	材質	SUS304		
7319	No.8 砂ろ過機		本体	腐食・変形状態
	型式	移床式上向流連続砂ろ過器	配管	腐食・変形状態
	主寸法	2000φ×3200H		
	容量	36m ³ /h		
	材質	SUS304		
7320	No.9 砂ろ過機		本体	腐食・変形状態
	型式	移床式上向流連続砂ろ過器	配管	腐食・変形状態
	主寸法	2000φ×3200H		
	容量	36m ³ /h		
	材質	SUS304		
7321	No.10 砂ろ過機		本体	腐食・変形状態
	型式	移床式上向流連続砂ろ過器	配管	腐食・変形状態
	主寸法	2000φ×3200H		
	容量	36m ³ /h		
	材質	SUS304		
7322	No.11 砂ろ過機		本体	腐食・変形状態
	型式	移床式上向流連続砂ろ過器	配管	腐食・変形状態
	主寸法	2000φ×3200H		
	容量	36m ³ /h		
	材質	SUS304		
7323	No.12 砂ろ過機		本体	腐食・変形状態
	型式	移床式上向流連続砂ろ過器	配管	腐食・変形状態
	主寸法	2000φ×3200H		
	容量	36m ³ /h		
	材質	SUS304		

評価判定表

【健全度判定区分】

5 (4.1~5.0) :	運転上、機能上問題ない。
4 (3.1~4.0) :	機能上問題ないが劣化の兆候あり。
3 (2.1~3.0) :	劣化は進行しているが、機能は確保できる。機能回復が可能。
2 (1.1~2.0) :	機能が発揮できない。機能回復が困難。
1 (1.0) :	運転できない。機能停止。

※ 正常な状態とは健全度判定区分4 (3.1~4.0) 以上のことをいう。

【健全度判定基準表】

判定項目	劣化現象		劣化範囲	
	判定	判定内容	判定	判定内容
錆	無	無	無	無
	A	点錆・もらい錆	a	1/3 未満
	B	表面錆	b	1/3~2/3 未満
	C	腐食	c	2/3 以上
摩耗・損傷・変形	無	無	無	無
	A	表面	a	1/3 未満
	B	偏摩耗・変形	b	1/3~2/3 未満
	C	減肉・損傷	c	2/3 以上
動作不良	無	無	無	無
	A	軽度	a	—
	B	重度	b	—
	C	故障中	c	有
温度	無	異常無	無	異常無
	A	—	a	—
	B	—	b	—
	C	異常有	c	異常有
漏れ (水、油、空気等)	無	無	無	—
	A	—	a	1/3 未満
	B	—	b	1/3~2/3 未満
	C	有	c	2/3 以上

判定項目	判定	判定内容	健全度
動作状態 (電流値)	管理値内	電流値が管理値範囲内。	5
	管理値外	電流値が管理値範囲外。	3
動作状態 (振動)	電動機出力 15kW 以下	振動値 (振動速度) が 0.71mm/S 以下	5
		振動値 (振動速度) が 1.8mm/S 以下	4
		振動値 (振動速度) が 4.5mm/S 以下	3
		振動値 (振動速度) が 18mm/S 以下か超える	2
	電動機出力 75kW 以下	振動値 (振動速度) が 1.12mm/S 以下	5
		振動値 (振動速度) が 2.8mm/S 以下	4
		振動値 (振動速度) が 7.1mm/S 以下	3
		振動値 (振動速度) が 18mm/S 以下か超える	2
	電動機出力 75kW 超	振動値 (振動速度) が 2.8mm/S 以下	5
		振動値 (振動速度) が 4.5mm/S 以下	4
		振動値 (振動速度) が 11.2mm/S 以下	3
		振動値 (振動速度) が 18mm/S 以下か超える	2

		劣化範囲			
		無	a	b	c
劣化現象	無	無 (5)	—	—	—
	A	—	A a (4)	A b (3. 5)	A c (3)
	B	—	B a (3. 5)	B b (3)	B c (2. 5)
	C	—	C a (3)	C b (2. 5)	C c (2)

上段：評価判定

下段：健全度

別紙 2 6 遵守すべき関連法令、条例等

本件業務を実施するにあたり、以下の法令、条例等を順守しなければならない。

- 1 下水道法
- 2 環境基本法
- 3 労働基準法
- 4 労働安全衛生法
- 5 職業安定法
- 6 労働者災害補償保険法
- 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 8 大気汚染防止法
- 9 騒音規制法
- 10 振動規制法
- 11 悪臭防止法
- 12 建築基準法
- 13 電気事業法
- 14 高圧ガス保安法
- 15 ガス事業法
- 16 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 17 エネルギーの使用の合理化に関する法律
- 18 ダイオキシン類対策特別措置法
- 19 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- 20 神奈川県生活環境の保全等に関する条例
- 21 公害健康被害の補償等に関する法律
- 22 藤沢市環境基本条例
- 23 消防法
- 24 計量法
- 25 その他指針等

(1) 下水道維持管理指針（最新版）

(2) 下水試験方法（最新版）

2.6 その他関連法令等

別紙 27 責任範囲

本件業務におけるリスク分担の基本的な考え方について、表1及び表2に示す。

表1 リスク分担表（共通）

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			委託者	受託者
共通	契約締結 リスク	委託者の帰責事項により契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		受託者の帰責事項により契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
		本契約に関する議決が得られない場合	○	
	法令等の 変更リスク	本業務に直接関係する法令等の変更	○	
		本業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償 リスク	委託者の整備する施設の機能等に起因する事故などにより第三者に与えた損害	○	
		受託者の行う業務に起因する事故、受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		受託者の整備する施設の機能等に起因する浸水・騒音・振動・悪臭等の損害		○
		受託者の業務範囲において、運営段階における受託者の帰責事由による浸水・騒音・振動・悪臭等の損害（大雨、地震等の災害など不可抗力時を除く）		○

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			委託者	受託者
共通	住民問題 リスク	本業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者の業務実施にあたり受託者の帰責事由により生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全 リスク	委託者の整備する施設の機能等に起因する環境問題(周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等)	○	
		受託者が行う業務に起因する受託者の帰責事由による環境問題(周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等)(大雨、地震等の災害など不可抗力時を除く)		○
	委託業務中 止・延期に関 するリスク	委託者の指示、議会の不承認によるもの	○	
		委託者の債務不履行によるもの	○	
		受託者の債務不履行、破綻によるもの		○
	税制変更 リスク	消費税の変更	○	
	不可抗力 リスク	天災、暴動等自然的または人為的現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものによる委託業務の変更・中止・延期	○	○

上記以外については、双方協議して定める。

表2 リスク分担表（運転・維持管理）

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			委託者	受託者
運転・維持管理	計画変更リスク	委託者の帰責事項による委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
		受託者の帰責事項による委託業務内容・用途の変更に関するもの		○
	業務着手の遅延リスク	委託者の帰責事項による業務着手の遅延に関するもの	○	
		受託者の帰責事項による業務着手の遅延に関するもの		○
	下水の水量変動リスク	水量の変動に伴う変動費の増減	○	
	下水の水質、汚泥含水率及び汚泥性状変動リスク	流入水による場合かやむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	突発修繕費の増大リスク	受託者の帰責事項による補修費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
		委託者の帰責事項により施設が損傷した場合	○	
	要求事項の達成	受託者の帰責事項による要求水準の未達		○
		委託者の帰責事項による要求水準の未達	○	

上記以外については、双方協議して定める。

別紙 28 業務委託費の見直し

1 スライド条項やインフレ条項による業務委託費の見直し

(1) 業務委託費内訳書に示される業務委託費の各構成項目については、毎年度、変動要素を勘案した見直しを行うことができる。

(2) 変動要素の見直しの基本的な考え方

変動要素の見直しに関して以下のルールを適用する。

(ア) 変動要素の見直しは、翌事業年度の業務委託費を設定する時期（6月）に行う。

(イ) 変動要素の見直しは、業務委託費の各構成項目について、次の式により算定する改定率により確認する。

$$\text{改定率} = \text{毎年6月1日現在で公表されている指数（前年度平均）} \div \text{前回改定時の指数（一度も改定がされていない場合は、入札時の指数）}$$

(ウ) 当該年度以降の業務委託費（固定費）は、前年度の改定率を当該年度の業務代金内訳書の各項目（入札時又は前回改定時の金額）に乗じて算出する。

(エ) 変動要素の見直しは、表1に示す固定費の項目ごとに±1.5%の許容範囲を置く。許容範囲については、初回は初期値に対して、以降は固定費の直近の見直し後の数値に対して測ることとする。

(オ) (エ)の許容範囲を超えた場合、許容範囲内の変動分についても業務委託費の見直しを行う。

(カ) 変動要素の見直しの時点から、実際の業務委託費が支払われる時期までに大幅に乖離が生じた場合、委託者と受託者は協議により変動要素の見直しをすることができる。

(3) 改定率の算定で用いる指数は、次に示す指数を参考として委託者と受託者が協議の上で決定する。また、市場の変動等により、改定率として用いる指数が実態と整合しなくなった場合には、委託者と受託者が適宜協議を行い変更するものとする。

表1 改定率の算定で用いる項目別指標一覧

項目		指標
a	運転管理業務	(厚生労働省) 毎月勤労統計調査/長期時系列/7 現金給与総額 指数及び増減率-就業形態計 (5人以上) /産業別賃金指数/電気・ガス・熱供給・水道業
b	保全管理業務費	①人件費分 (厚生労働省) 毎月勤労統計調査/長期時系列/7 現金給与総額 指数及び増減率-就業形態計 (5人以上) /産業別賃金指数/電気・ガス・熱供給・水道業 ②物品調達費分 (日本銀行調査統計局) 企業物価指数/企業物価指数2020年基準/国内企業物価指数/(類別) はん用機器
c	環境計測業務費	(日本銀行調査統計局) 企業向けサービス価格指数/企業向けサービス価格指数2020年基準/(大類別) 諸サービス/(類別) 技術サービス/(小類別) 商品・非破壊検査・計量証明サービス/(品目) 環境計量証明
d	ユーティリティー、物品等の調達業務費	(日本銀行調査統計局) 企業物価指数/企業物価指数2020年基準/国内企業物価指数/(類別) 化学製品/(商品群) 熱可塑性樹脂
	汚泥圧送ポンプ用ステータ	(日本銀行調査統計局) 企業物価指数/企業物価指数2020年基準/国内企業物価指数/(類別) はん用機器

	スパイラル コンベヤ用 ライナー	(日本銀行調査統計局) 企業物価指数／企業物価指数 2020年基準／国内企業物価指数／(類別) はん用機器
	脱臭設備用 活性炭	(日本銀行調査統計局) 企業物価指数／企業物価指数 2020年基準／国内企業物価指数／(類別) 窯業・土石製品／(小類別) その他窯業・土石製品／(商品群) 炭素・黒鉛製品
	珪砂	(日本銀行調査統計局) 企業物価指数／企業物価指数 2020年基準／国内企業物価指数／(類別) 窯業・土石製品／(小類別) その他窯業・土石製品／(商品群) 耐火物
e	消防設備等点検業務費	(日本銀行調査統計局) 企業向けサービス価格指数／企業向けサービス価格指数 2020年基準／(大類別) 諸サービス／(類別) 建物サービス・警備／(小類別) 建物サービス／(品目) 建物サービス
f	焼却灰・廃砂等の産業 廃棄物の収集・運搬、処分 費	(日本銀行調査統計局) 企業向けサービス価格指数／企業向けサービス価格指数 2020年基準／(大類別) 諸サービス／(類別) 下水道・廃棄物処理／(小類別) 廃棄物処理／(品目) 産業廃棄物処理

2 緊急時、災害時対応に対する精算

災害時に受託者が緊急対応を行った場合、委託者と受託者で協議を行い、委託者側が負担することが適当と認めた場合に別途精算する。

《精算方法》

① 受託者からの見積りによる精算

② 委託者の精算基準（1回当たりの作業単価設定等）による精算

3 修繕工事における委託費用の見直し

(1) 受託者工事予定表の変更に伴うもの

原則として受託者工事予定表の変更は委託費の範囲内において行うものとする。ただし、合理的かつやむを得ない理由であると委託者が認めた場合は工事予定の変更に伴う委託費用の見直しを委託者と受託者の双方で協議した上で行うことができる。

(2) 突発修繕に伴うもの

原則として突発修繕は委託費の範囲内で対処するものとする。ただし、合理的かつやむを得ない理由であると委託者が認めた場合は突発修繕対応の費用増加に伴う委託費用の見直しを委託者と受託者の双方で協議した上で行うことができる。参考として突発修繕の費用積算に使用した表を別添「参考資料2」に示す。

(3) その他

上記3（1）～（2）に該当しないものでやむを得ない理由であると委託者が認めた場合は委託費用の見直しを委託者と受託者の双方で協議した上で行うことができる。

※「合理的な理由」とは、ストックマネジメントを実施し適切な維持管理を行った上でかつそれまでの修繕の実施有無の判断が適切であったことを示せることをいう。

※「やむを得ない理由」とは、天災等や維持管理上想定し得ない範囲での機器の破損等の受託者に責があるとは認められないことが示せることをいう。

4 ユーティリティの臨時調達

委託者は委託者の契約先からユーティリティの調達ができなくなった場合（災害時等）、受託者にユーティリティの調達を要請することができる。委託者の要請によるユーティリティ調達費用は、受託者からの見積りによる精算を行う。

別紙 2 9 脱臭設備活性炭交換業務

1 業務概要

3号焼却炉棟には脱臭設備が設置されており、排出される悪臭ガスを活性炭にて除去し悪臭防止法の遵守を行っている。当業務は、正常な脱臭設備の運転を維持する為に、吸着効率が劣化した活性炭の交換を行うものである。

2 業務場所

業務場所は、「3号焼却炉棟」とする。

3 業務内容

(1) 既存劣化活性炭（以後、劣化炭という。）の抜き出し業務

(2) 活性炭充填業務

新規活性炭、再生活性炭を充填する。

(3) 劣化炭の処分業務

抜き出し後の劣化炭は、可能な限り再生炭原材料として再利用すること。

4 交換頻度

活性炭の交換頻度は、1年に1回、合計6回とする。

5 脱臭用活性炭

設備毎に定められた活性炭（酸性ガス用、塩基性ガス用、中性ガス用）を使用すること。

6 脱臭設備の概要

(1) 3号焼却炉棟脱臭設備

ア 型式 : 活性炭吸着カートリッジ式

イ 処理風量 : 60 m³/min

ウ 酸性ガス用活性炭 : 640 kg

エ 塩基性ガス用活性炭 : 640 kg

オ 中性ガス用活性炭 : 750 kg

7 活性炭納入数量（単位：kg）

交換1回当たりの活性炭納入数量は下表のとおりとする。

種類	酸性ガス用		塩基性ガス用		中性ガス用	
	新炭	再生炭	新炭	再生炭	新炭	再生炭
3号焼却炉棟	128kg	512kg	128kg	512kg	150kg	600kg

8 数量、品質の確認

- (1) 劣化炭の数量、劣化内容を確認するものとする。
- (2) 納入活性炭の数量、品質内容を確認するものとする。
- (3) 充填の際に納入数量より残量が発生した場合には受託者が残量を適切に管理する。
- (4) 不足が生じた場合（少量の不足）は、速やかに不足分を補充するものとする。
- (5) これら以外の場合には、必要に応じて双方で協議する。

9 粉塵対策

受託者は、作業実施にあたり粉塵対策を講じること。また、安全衛生対策についても同様とする。

1 0 活性炭の仕様

活性炭の仕様は次のとおりとする。

項目 種類	酸性ガス用	塩基性ガス用	中性ガス用
形 状	円筒状ペレット	円筒状ペレット	円筒状ペレット
充填密度 g / l	440～530	520～640	460～620
粒度mm	3.36～4.67	3.36～4.67	3.36～4.67
硬 度 %	95%以上	95%以上	95%以上
悪臭成分	18%以上	7%以上	3%以上
吸着性能	30ppmH ₂ S(10ppmNH ₃ 共存)を含む湿り空気(相対湿度80%)を25℃で活性炭と接触させたときの平衡吸着量(g/100g.AC)	30ppmNH ₃ を含む湿り空気(相対湿度80%)を25℃で活性炭と接触させたときの平衡吸着量(g/100g.AC)	30ppm(CH ₃) ₂ Sを含む湿り空気(相対湿度80%)を25℃で活性炭と接触させたときの平衡吸着量(g/100g.AC)

1 1 品質保証

活性炭交換後から1年間を品質保証期間とし、品質保証期間内では活性炭の吸着効果の品質保証をすること。(但し、正常に脱臭施設が稼働していない状況の場合を除く。)

品質保証期間中に品質上の理由で吸着効果が得られない場合は、受託者の責務で吸着効果向上の対処を行い、設備能力が充分発揮できるように行うものとする。

別紙 30 データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、藤沢市（以下「委託者」という。）と事業者（以下「受託者」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）において、本契約に係るデータの取扱い及び受託業務を通じて知り得た秘密等の取扱いについて、委託者と受託者の履行すべき責務を定めることを目的とする。

2 この仕様書におけるデータとは、委託者からの提供や本契約を履行する過程において作成等された帳票、電子及び磁気その他の記録媒体に記録された情報、並びにLGWAN-ASPやインターネット環境で利用するシステム、サービス（以下「外部サービス」という。）内に記録された情報をいう。なお、データに個人情報を含む場合の個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第2条に定められた個人に関する情報をいう。

3 この仕様書は、本契約に基づき再委託を受けた者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社）である場合や受託者から再委託以降の全ての段階の委託業務を受託する事業者を含む。）についても適用する。

4 受託者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等について、契約締結時及び委託者の求めに応じて、**様式第1号**「安全管理措置等について」を提出しなければならない。

(法律等の遵守)

第2条 受託者は、法律及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第17号）の本旨に従い、本契約を履行しなければならない。

(必要事項の届出)

第3条 受託者は、本契約において個人情報を扱う場合、個人情報取扱責任者及び個人情報取扱担当者（以下「責任者等」という。）を定め、個人情報の管理体制及び個人情報を取り扱う業務の実施体制並びに個人情報管理の状況についての検査体制等、委託者が必要と認める事項を、業務の着手日までに書面により委託者に通知するものとする。

2 委託者は、業務の執行上、責任者等が不適當であると認めるときは、その理由を明示して受託者に責任者等の変更を求めることができる。

3 受託者は、業務の途中で責任者等を変更した場合は、速やかに書面により委託者に通知するものとする。

(秘密の保持)

第4条 受託者は、本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本契約の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。

2 受託者は、本契約に係る業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受託者は、委託者に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(指示目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受託者は、データを委託者が指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(複製等の制限)

第6条 受託者は、委託者の承認を得ずして、データを用紙、記録媒体、外部サービスに複写し、又は複製してはならない。

(データの受領)

第7条 受託者は、業務の履行上、委託者からデータの提供がある場合は、**様式第2号**「データ受領証兼複製申請書」を委託者に提出しなければならない。

(データの持出し)

第8条 受託者は、業務上、やむを得ず委託者の環境からデータを持出す場合は、**様式第3号**「データ借用申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

(パソコン及びモバイル端末並びにデータの持込み)

第9条 受託者は、委託者の環境にパソコン及びモバイル端末（以下「パソコン等」という。）並びにデータを持込み、作業を行う場合は、**様式第4号**「パソコン等及びデータ持込み申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

(安全管理義務)

第10条 受託者は、データの取扱いについて、従業者及び作業場所を特定し、データの無断持出しの禁止を徹底させなければならない。業務上、やむを得ず持出す場合には、パスワード等による暗号化の措置を行い、委託者の承認を得たうえで、**様式第8号**「データ持出管理簿」に記録し、本契約終了時及び委託者の求めに応じて委託者に提出すること。また、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備しなければならない。

2 第9条に規定する持込み、及び成果物等を記録媒体等で委託者に提出する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等により、記録媒体等にコンピュータウイルス等の不正なプログラムが書込まれていないことを確認し、**様式第5号**「ウイルス検査済証明書」を提出しなければならない。

(データの返却・消去)

第11条 受託者は、委託者から提供を受けたデータの利用が完了した場合は、速やかに委託者に返却しなければならない。なお、返却する記録媒体等がない場合は、**様式第6号**「データ消去証明書」を提出しなければならない。

2 受託者のパソコン等に、データを複製又は保存した場合は、業務上の利用が完了後、原則として、速やかに全ての記録を復元不可能な状態に消去しなければならない。また、データを消去した日から14日以内に、**様式第6号**「データ消去証明書」を提出しなければならない。

3 受託者は、業務の履行にあたり外部サービスを利用した場合は、外部サービス内に保存されたデータについて、業務上の利用が完了後、委託者の求めに応じ汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、外部サービス内で復元できないよう消去しなければならない。また、消去作業を完了した日から14日以内に、**様式第6号**「データ消去証明書」を提出しなければならない。

(記録媒体等の廃棄)

第12条 受託者は、本契約の履行上、委託者から廃棄指示がある場合の記録媒体等にあつては、確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、**様式第7号**「廃棄証明書」を提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第13条 受託者は、仕様書に定めがある場合を除き、他の事業者が提供する外部サービスの利用を希望する場合は、利用するサービスのセキュリティ要件及び取り扱う情報を委託者に対し明確化するとともに、利用可否及び利用条件について委託者の指示に従うこと。

(監督及び監査)

第14条 委託者は、本契約の履行すべき責務に関し必要があるときは、受託者に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立会うことができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

(検査)

第15条 委託者は、本契約において個人情報を扱う場合、個人情報の取扱いについて、受託者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも1回以上の検査を行うものとする。検査の方法は、原則として実地検査によるものとするが、取り扱う個人情報の秘匿性やその量等を考慮し、受託者と協議の上、委託者が決定する。

(従業者に対する教育の実施)

第16条 受託者は、その従業者等に対して、データの保護及び秘密の保持等に関し履行すべき責務について十分な教育を行わなければならない。また、委託者から教育状況の報告を求められた場合には、実施状況等を書面により委託者に提出しなければならない。

(事故発生の報告義務)

第17条 受託者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生し、若しくは事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者の指示を受けるとともに、遅滞なく事故等の状況を書面により委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、本契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第18条 委託者は、受託者が本仕様書の規定について不履行、又は履行されない恐れがあると認めたときは、本契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第19条 受託者は、本契約の履行にあたり、本仕様書に違反した場合、故意又は過失を問わず、その賠償の責に任ずるものとする。

(その他)

第20条 本仕様書に定める各様式を、藤沢市公式ホームページにて公開するものとする。

(以下余白)

別紙 3 1 藤沢市下水道ストックマネジメント

1 業務概要

辻堂浄化センター汚泥処理施設において、汚泥処理施設を定量的な指標で評価し適切かつ効率的な維持管理を行うためのマネジメント業務を行うと共に、委託者が別途発注を予定している浄化センター水処理施設・ポンプ場等を対象範囲とした包括的民間業務委託（令和10年度～令和13年度予定）にて行うストックマネジメント実施方針の見直し作業に協力（資料提供、打合せ参加など）すること。

2 評価指標

「藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針」に基づくものとする。

（参考資料5を参照。）

3 業務内容

(1) 日常的な保守点検、調整、消耗品交換、修繕等や別紙25及び別紙25-1に示す健全度調査業務によって確認した施設の状態について評価を行う。

(2) 評価結果に基づき修繕計画の作成を行う。

(3) 施設機能報告書を作成する。

※ 施設機能報告書とは、3(1)の評価結果を区分毎に分かりやすくまとめたもので、3(2)の根拠資料となる一覧表のことをいう。

(4) 委託者が別途発注を予定している浄化センター水処理施設・ポンプ場等を対象範囲とした包括的民間業務委託（令和10年度～令和13年度予定）にて行うストックマネジメント実施方針の見直し作業に協力（資料提供、打合せ参加など）する。

4 その他事項

(1) 「藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針」に改定があった場合は委託者より受託者にその旨を通知する。

(2) 委託者は「藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針」の改定を行うにあたり事前に受託者に意見徴収を行う。（軽微な変更を除く。）

別紙 3 2 (参考) 過年度における焼結実績

以下は過年度における 3 号炉焼結発生回数を示す。

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
4 月	0	0	0	0
5 月	0	0	0	0
6 月	0	0	0	0
7 月	0	0	0	0
8 月	0	0	0	0
9 月	0	0	0	0
10 月	0	0	0	0
11 月	0	1	1	0
12 月	0	0	2	1
1 月	1	13	4	8
2 月	0	14	5	1
3 月	0	5	1	5

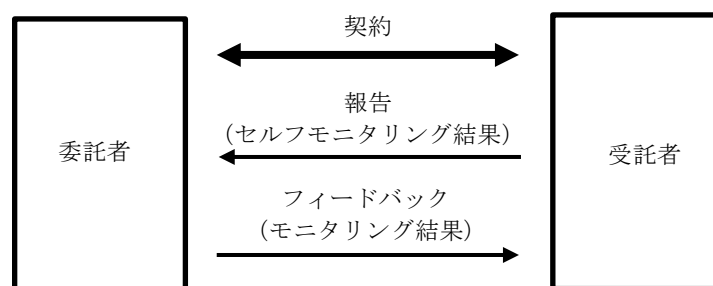
別紙 3 3 モニタリング業務の実施要領

(1) モニタリング業務の基本方針

- ① 受託者は、自らが行う運転維持管理業務及び保全管理業務の実施状況の日常的な監視結果に分析を加え、継続的な業務改善を進めるため、セルフモニタリングを行う。
- ② 受託者は、業務実施計画書にてセルフモニタリング計画を作成する。
- ③ 受託者は、セルフモニタリング計画に基づき、契約基準や運転基準の達成状況、提案書に記載した実施項目が的確に実施されているかをセルフモニタリングする。
- ④ 委託者が必要と認めた場合は、委託者と受託者が協議し、双方が同意のうえで受託者が承認した場合、セルフモニタリングの内容を変更する。
- ⑤ 受託者は、セルフモニタリングの結果を記載したセルフモニタリング報告書を委託者に提出する。
- ⑥ 委託者が実施するモニタリングに関して、受託者はモニタリングに必要なデータの開示に関して、協力する。ただし、受託者の機密に関わるデータについてはこの限りではない。

(2) モニタリング業務の実施者

モニタリング業務の実施者は、下図に示すとおり、受託者及び委託者の2者が挙げられる。



(3) 受託者によるセルフモニタリング

受託者は、本件施設を適切に管理し、機能を維持するとともに、要求水準を確実に満たしていることを確認するため、契約基準や運転基準の達成状況、汚泥処理日報、維持管理月報のデータを記載した報告書を作成する。また、セルフモニタリングを実施し、得られた結果を委託者に報告する。

(4) 委託者によるモニタリング

委託者は、受託者が提供する業務内容の確認・評価を目的に、受託者が行う本業務の実施状況の監視及び要求水準の遵守状況をモニタリングし、評価する。得られた結果は受託者にフィードバックして、受託者は必要に応じて運転維持管理業務の具体的手法の見直しを指示する。

なお、委託者は、随時本件施設へ立入り、受託者に対して本業務の実施状況について説明を求め、検査及び監視することができる。

(5) セルフモニタリングの報告

実施するセルフモニタリングの確認方法は下記のとおりとする。ただし、詳細な回数は委託者と協議により決定する。

① 書類による確認

・年間想定回数 1回／月

② 報告会における確認

・年間想定回数 1回／月

・受託者側参加者 総括責任者、各業務責任者

③ 現地における確認

・年間想定回数 1回／年

(6) セルフモニタリング報告書の提出

セルフモニタリング報告書には、セルフモニタリング結果と考察（傾向と対策を含む。）を取りまとめ、維持管理月報と一緒に提出する。

別紙 3 4 受託者工事予定書

1 受託者工事予定書の作成

本業務委託の積算にあたり、委託者が想定している修繕工事の内容を以下に示す。受託者は本内容を参考として受託者工事予定書を作成すること。

(1) 修繕工事積算項目（参考）

参考資料 3 のとおり

2 共通工程表の作成

受託者は受託者工事予定書に記載した工事予定を、別紙 1 1 に定める委託者工事予定書に添付した「表 1 共通工程表」に追記し、委託者に事業・業務実施計画と合わせて提出すること。受託者から提出を受けた共通工程表は、委託者と受託者双方が共有し、変更が生じた場合には速やかに相手方に書面で通知を行うこと。

なお、受託者の方が委託者より先に「表 1 共通工程表」を記載できる場合は受託者が記載したものに委託者が追記することとする。

別紙 3 5 運転管理における制限事項

別紙 1 1 及び以下の委託における運転管理において予想される制限事項を示す。

辻堂浄化センター等自動制御設備点検業務委託

辻堂浄化センター 3 号汚泥焼却設備他自動制御設備点検業務委託

1 予想される制限事項

- (1) 水処理施設における池の水抜きによる一時的な汚泥発生量の増加。
- (2) 水処理施設における流入停止による一時的な汚泥発生量の減少。
- (3) 停電作業による汚泥処理施設の全停止及び一部停止。
- (4) 脱水設備への汚泥供給設備の停止による汚泥処理の一時停止。
- (5) 流入停止等の影響により一時的な汚泥発生量減少に伴い汚泥性状の悪化。
- (6) 工事仮設等による辻堂浄化センター内の車両動線の制限。

2 1 (1) ～ (6) における制限事項及びその他制限事項が発生する場合は委託者及び受託者は事前に協議を行い予定調整を行うこととする。